

第2章 地域協議会へのアンケート調査及びヒアリング結果

2-1 アンケート調査の概要

全国の45の地域協議会を対象としたアンケート調査を表2-1に示すとおり実施した。

表 2.1 地域協議会向けアンケートの概要

項目	内容
目的	森林・山村多面的機能発揮対策における地域協議会の取組状況や課題等の把握
対象	全国の地域協議会（全45団体）
調査期間	平成29年10月4日（水）～20日（金）
設問数	27問（うち1問は別紙回答）
調査方法	協議会には、郵送とともにEメールで書式を送信 アンケートダウンロード用の特設webサイトを作成し、Eメールにて、ダウンロード用ページを告知
回収率	100%（45団体全てが提出）

実施に当たっては、余裕をもって回答ができるように、発送から2週間程度の回収期間を設定した。

アンケートは調査票を郵送及びEメールにて発送した。さらに、調査票をダウンロードできる特設のwebサイトを設置し、必要に応じて調査票をダウンロードできるように配慮した。

回収については、郵送とEメールの双方で受け入れた。

締切日を過ぎても回答のない協議会に対しては提出依頼の連絡を入れ、回収率100%を達成することができた。

アンケート調査票では、択一式の質問については「択一回答」、複数回答式の質問については「複数回答」、数値記入式の質問については「数値記入」、自由記述式の質問については「自由記述」と記載している。

アンケート調査票の全文については巻末の資料1を参照のこと。

2-2 結果の集計及び分析

地域協議会向けアンケートの結果を以下に示す。

2-2-1 交付金の募集状況

(1) 募集回数

平成29年度に制度改正があったことなどから、平成28年度から平成29年度にかけて本交付金の取得団体数は大きく減少している。活動組織向けアンケートにおける1,233団体の回答団体のうち、平成28年度に交付金を取得した団体の数は1,115団体であったのに対し、平成29年度の交付金取得団体は784団体となっており、平成29年度の交付金取得団体は平成28年度に比べ7割程度の取得団体数となっている。

地域協議会による本交付金の募集回数を見ると、募集回数が1回の地域協議会が平成28年度に比べ、平成29年度には半減している。林野庁における追加募集の影響もあると考えられるが、全体として募集回数は増加しており、本アンケートを実施した10月時点でも募集を継続している地域協議会も見られた。

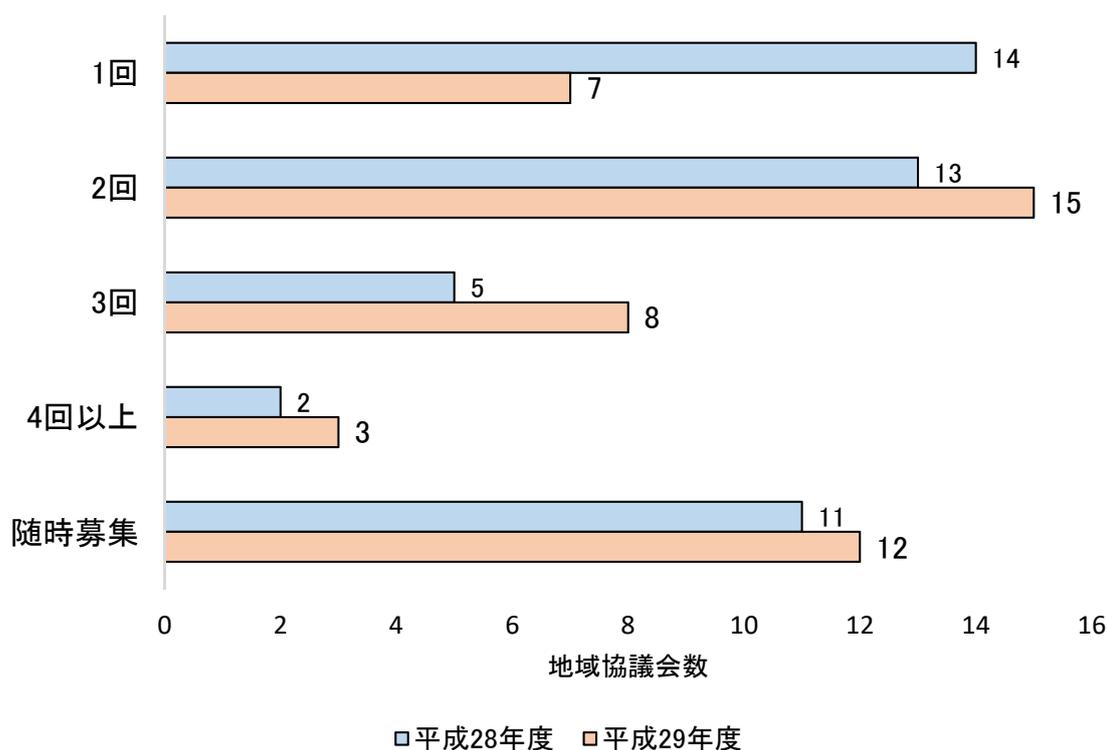


図 2.1 本交付金の募集回数（択一回答 n=45）

(2) 新規の申請団体を募集するための取組状況

新規団体の募集のために、過半数の地域協議会が、Web サイトでの情報発信や、都道府県の担当部局への広報依頼を行っていた。

平成 29 年度は、平成 28 年度に比べ、広報依頼や説明会等を実施する協議会が微増している。

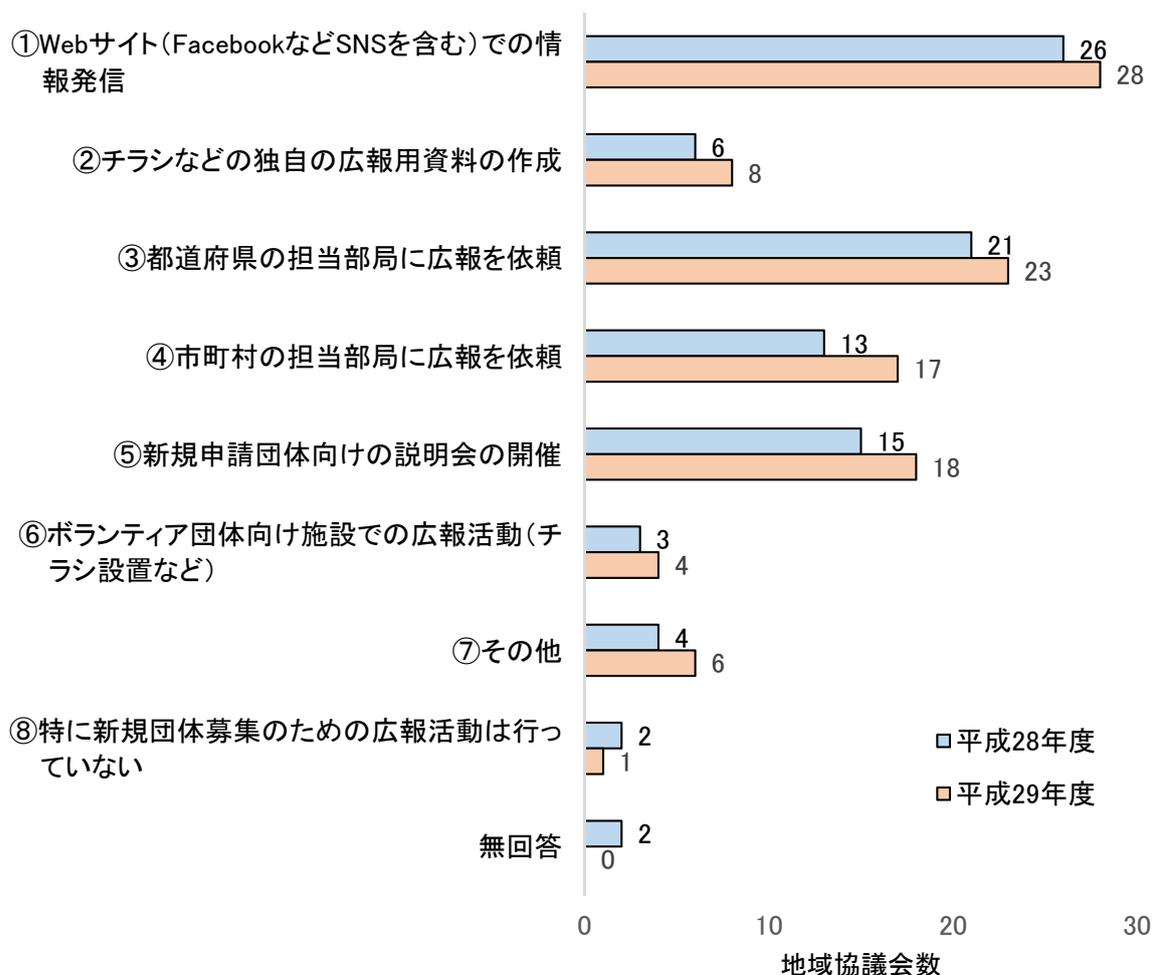


図 2.2 新規団体募集のための取組状況（複数回答 n=45）

■その他の回答

- ・ 県、市町村を通じて実施希望に関する情報提供 …………… 3 団体
- ・ 森林ボランティア団体や森林組合等に説明会開催案内や事業案内を送付 …………… 2 団体
- ・ 林業普及指導員が森林ボランティア等に指導する中で斡旋 …………… 1 団体

(3) 募集促進のための取組状況

活動組織が募集を行いやすくするための取組状況については、説明会の開催が最も多い。また、平成 29 年度から導入されたモニタリング調査について、説明会・講習会を開催した地域協議会は過半数の 24 協議会であった。活動組織にとって実施のハードルがやや高かったモニタリング調査について、初年度より地域協議会によるフォローが行われたことを示す結果となっている。

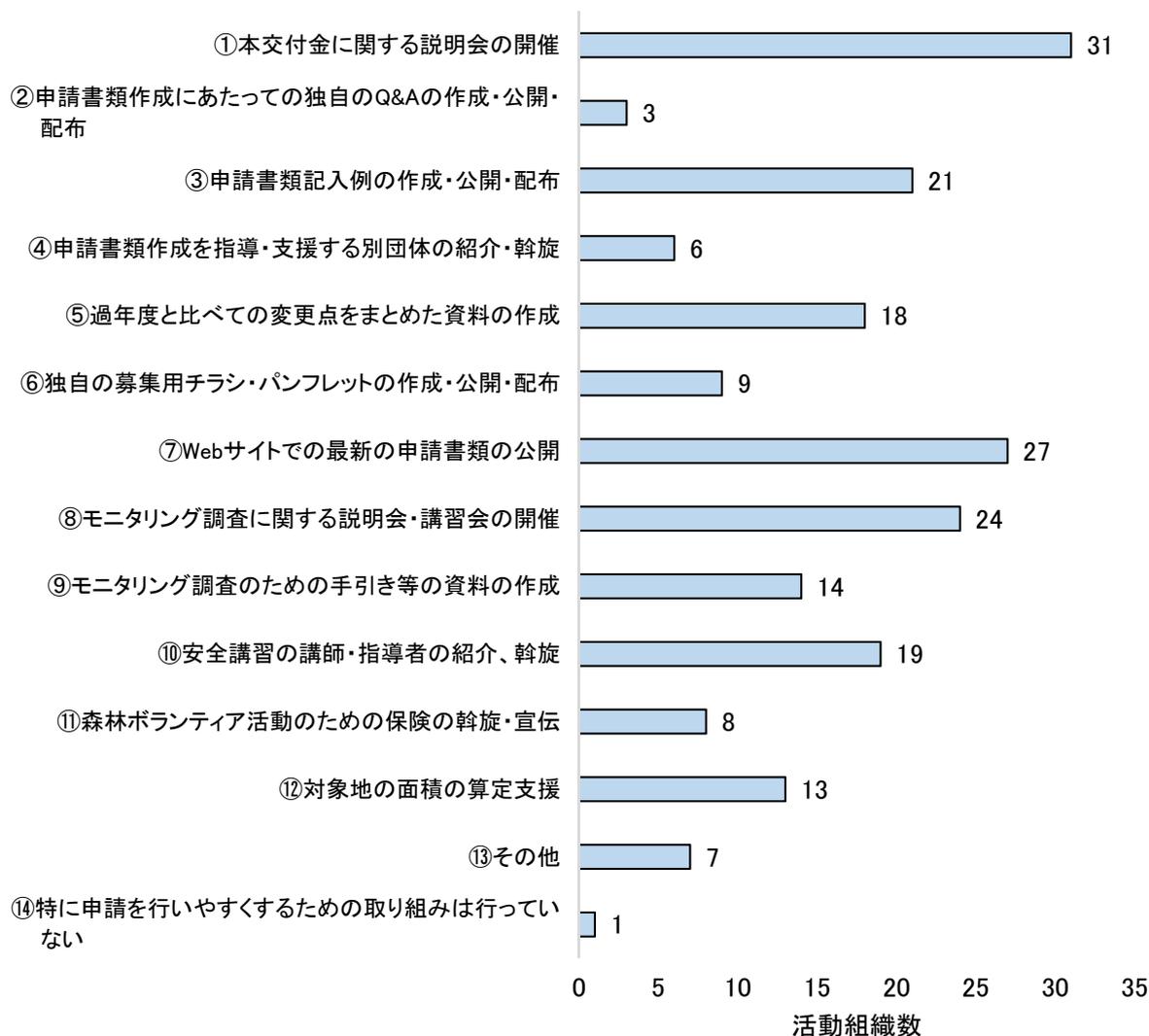


図 2.3 募集促進のための取組状況（複数回答 n=45）

■その他への回答

- ・ 都道府県や市町村と協力した指導 …………… 2 件
- ・ 県と合同の説明会、事務手続きのポイントをまとめた資料作成、個別指導、「手引き」(冊子)の関係機関等への配布、GPS 貸出 …………… 各 1 件

(4) 申請に対する具体的な指導・支援内容

申請団体に対する地域協議会の具体的な指導内容としては、申請書類の記載漏れや記載ミスについてが最も多く、45 協議会中 42 協議会からの回答があった。「モニタリング調査の内容が不適切」が 17 協議会、「安全講習が適切でない」が 11 協議会から寄せられ、平成 29 年度の制度改正への対応が課題となっている実態を示している。

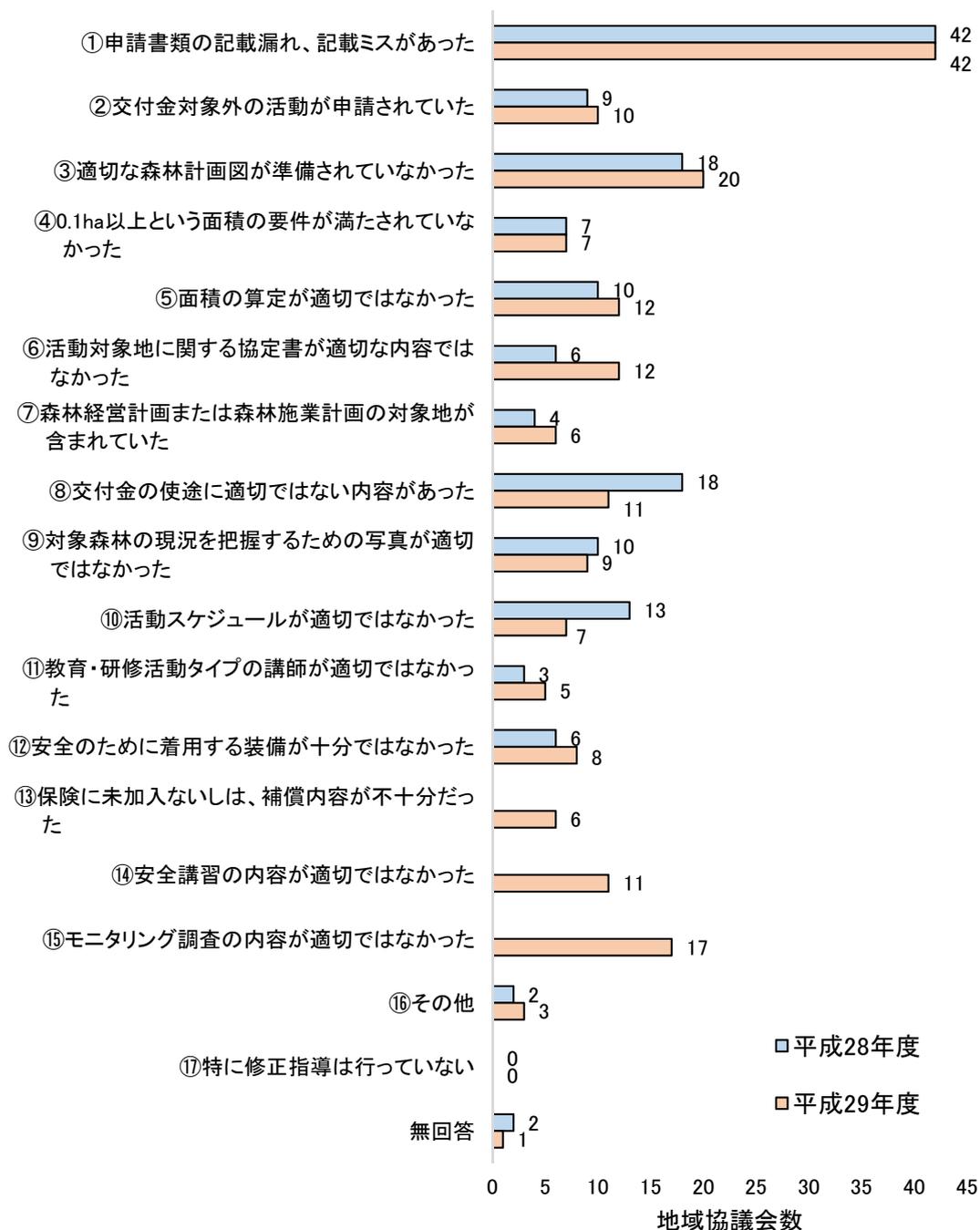


図 2.4 申請団体に対する指導内容（複数回答 n=45）

なお、その他の回答の具体的な内容については、「対象森林に協定締結者以外の土地が含まれていた。対象森林に農地が含まれていた」との回答が1件のみ寄せられている。

1 協議会当たりの申請に対する指導状況をみると、表 2.2 に示すとおり、平成 28 年度よりも平成 29 年度で、指導・支援を行った項目数が 0.84 項目増えており、平成 29 年度に新規追加された項目により、地域協議会における指導の負担も増していることを示している。

表 2.2 申請に当たっての指導・支援項目数の平均数

年度	全体平均	選択肢数を H28 に合わせた場合の平均値 (⑬、⑭、⑮を除く)	H29 に新規追加された項目 (⑬、⑭、⑮) への対応状況平均
平成 28 年度	3.29	3.29	0.00
平成 29 年度	4.13	3.38	0.76

2-2-2 市町村による有効性・妥当性の確認

平成 29 年度の制度改正に伴い、本交付金への申請が採択されるためには、活動対象地における市町村による有効性・妥当性の確認が必要とされるようになった。併せて、地方自治体が国の交付金に加えて上乗せする形での資金の支援（以下「上乗せ支援」という。）を行う活動を優先的に交付金の採択の対象とするように制度改正が行われた。

その結果、本交付金の活動に対して、市町村が関与する度合いが大きく増すことになった。

このような市町村の関与に関連した本交付金の制度改正が、本交付金の取組にどのような影響を及ぼしたのかを確認するための質問を行った。

(1) 市町村による有効性・妥当性の承認状況

多くの都道府県では、条件なしで有効性・妥当性が承認されているが、一部、条件が付けられる活動も見られた。

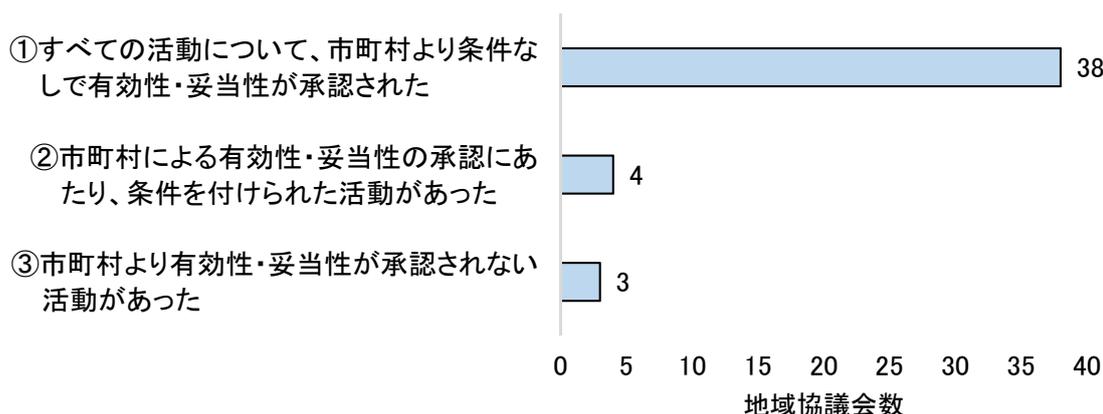


図 2.5 市町村による有効性・妥当性の承認状況（択一 n=45）

■承認に当たっての条件

- ・ 土地所有者の同意を得ること
- ・ 継続的な活動を実施できるようにすること
- ・ 活動区域を地域住民にオープンにするなど地域に有効な活動とすること …… 各 1 件

■承認されない理由

- ・ 活動対象地が森林経営計画対象森林だった。
- ・ 国有林での活動に対する市町村の負担の根拠が不明
- ・ 自治体で予算計上ができず、他の森林支援事業で対応可能…………… 各 1 件

(2) 有効性・妥当性の確認の手続きにおいて苦勞したこと

地域協議会が、市町村の有効性・妥当性の確認手続きに当たり苦勞したこととしては、「本交付金についての理解が不十分」と「市町村が活動組織のことを知らない」が多数の回答を占めている。

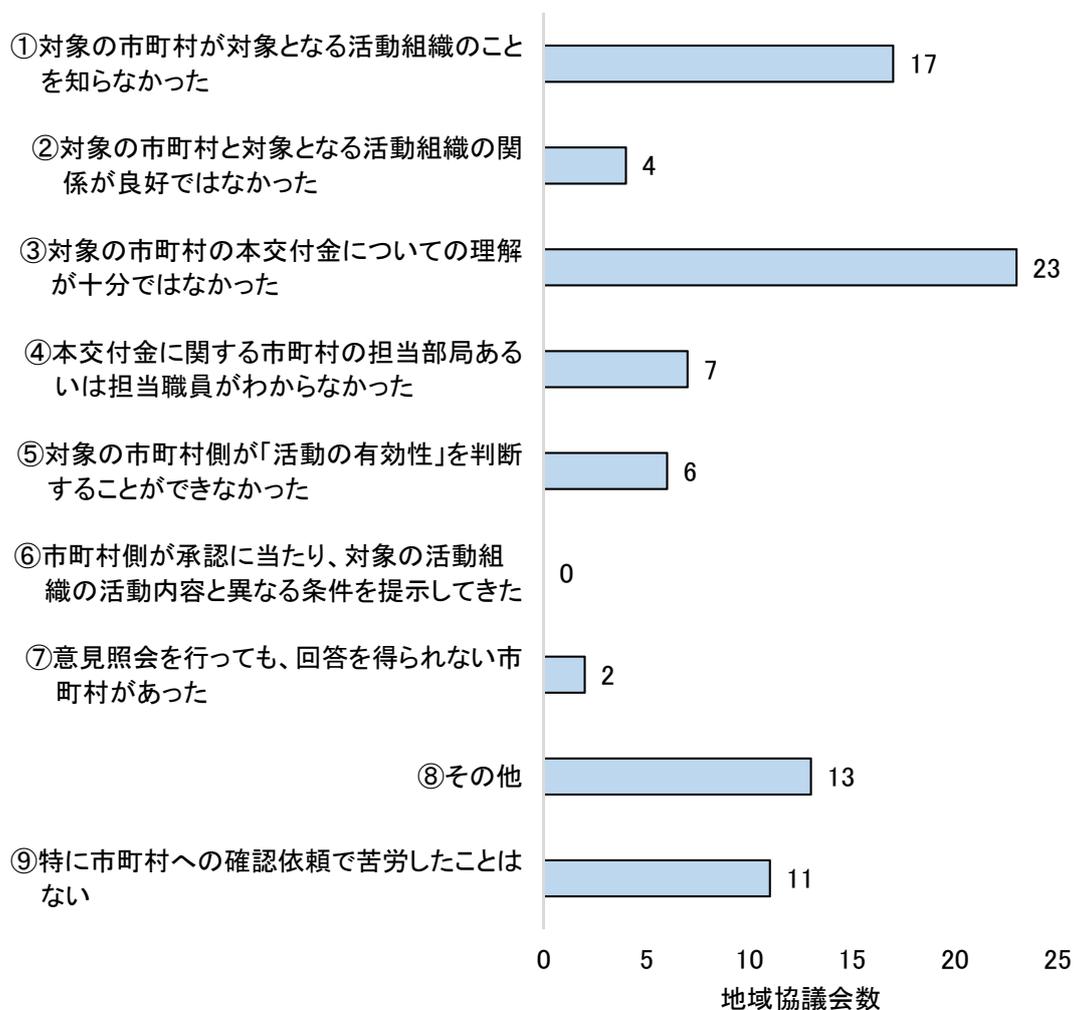


図 2.6 有効性・妥当性の確認の手続きにおいて苦勞したこと（複数回答 n=45）

■その他への回答

- ・ 判断基準が不明確 4 件
- ・ 市町村の理解が得られない（根拠法令があいまい など） 3 件
- ・ 承認までに時間がかかる 3 件

2-2-3 交付金の活動を円滑に進めるための地域協議会による支援

(1) 説明会・講習会の実施状況

地域協議会が実施している本交付金に関連した取組についての理解の向上を目指した説明会・講習会の内容については、最も多いのが「モニタリング調査の方法」であり、45地域協議会中 29 地域協議会と 6 割を超えている。なお、交付金申請前段階でモニタリング調査についての説明会等を行う地域協議会は 24 地域協議会（2-4 ページ参照）であったが、これは交付金採択後の活動組織を対象に含む。

モニタリング調査については、活動組織向けアンケートの結果でも示すように、活動組織より実施の難しさが指摘されている。それに対し、地域協議会が実施に向けた理解を広げる努力を行うことで、課題の改善・緩和につなげている実態が確認できる。

同じく、活動を行う上での課題となっている書類作成についても、多くの地域協議会が対応していることを示す結果となった。

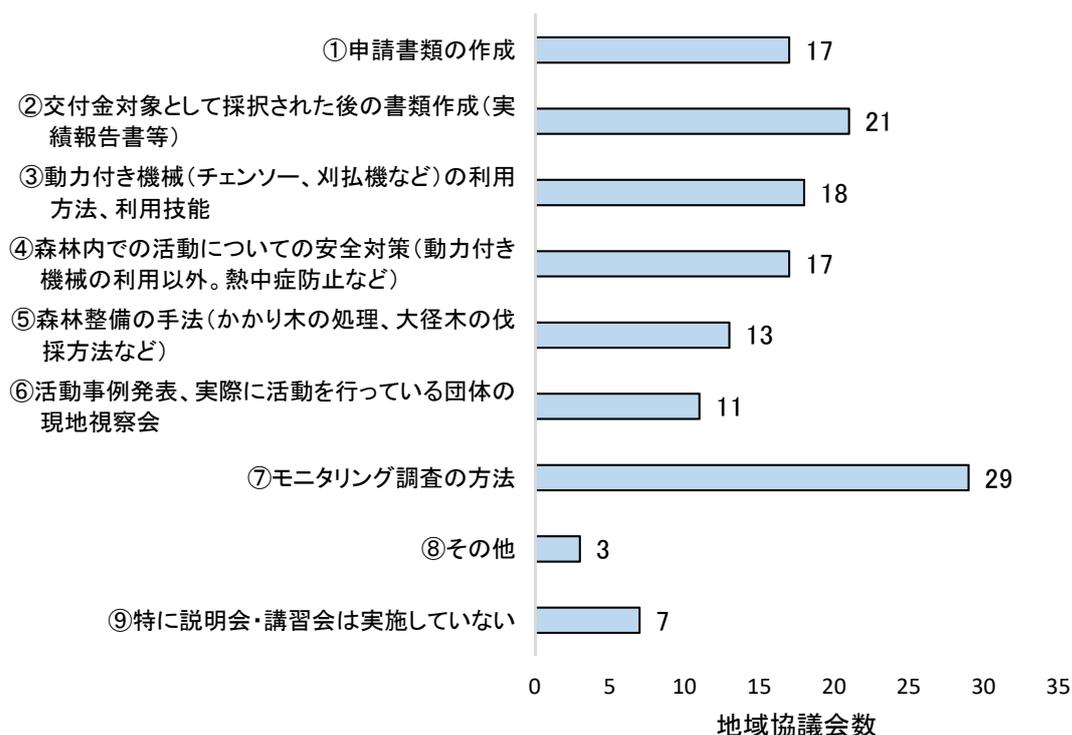


図 2.7 実施している説明会・講習会の内容（複数回答 n=45）

■その他回答

- ・ 成功事例についての活動事例発表会
- ・ 現地山林内での伐木作業、退避、かかり木の処理方法などの実技を行う講習会
- ・ 意見交換会・報告書作成説明会……………各 1 件

(2) 独自に作成した活動組織向けの資料

本交付金の円滑な実施に向け、各地域協議会が独自に資料を作成するケースも見られる。

地域協議会が独自に作成している資料で最も多いのが、必要書類の記載例であった。

なお、モニタリング調査の資料など、一部の汎用性を持つ資料については、ある地域協議会が作成した資料が、別の都道府県でも活用される例もみられる。

表 2.3 独自に作成した資料とその公開状況

	A 関連資料を独自に作成した	B Web (ホームページ等)で公開している	C 印刷物として配布を行っている
①本交付金全般についての独自の手引き	9	6	8
②本交付金の申請のための独自の募集要項	11	9	5
③本交付金で必要な書類の記載例	18	11	6
④安全対策に関する資料	9	0	5
⑤モニタリング調査に関する資料	7	4	3
⑥活動組織の活動事例集	5	4	4
⑦該当の地域協議会独自の Q&A	1	0	0
⑧その他	2	2	0
⑨特に独自に作成している活動組織向けの資料はない	8	0	0
無回答	9		

■その他回答

- ・ 必要書類をチェックする独自のチェック表
- ・ 作業日報、経費内訳書 …………… 各 1 件

2-2-4 安全対策の推進

森林での活動を行う上で、安全性の確保は必要不可欠である。

平成 29 年度より、本交付金では、活動組織の傷害保険加入の義務化、活動対象地における安全講習実施の義務化など、安全対策の推進に関する制度改正が行われた。

このような安全対策に対して、地域協議会がどのような支援策を行っているのかを確認するための質問を行った。

(1) 安全対策推進のために行っている取組

過半数の 25 地域協議会が安全講習会を実施しており、他団体主催の安全講習会への参加呼び掛けを含めると 27 地域協議会で、活動組織に対して安全講習を受講するように指導を行っている。

安全対策は、正しい知識に基づかなければ効果を発揮することができない懸念がある。活動対象地での安全講習の義務化に際して、外部講習を受講せずに、個人的な経験のみに依拠する自己流の対策が広がってしまうと、安全性の確保に十分な効果が得られなくなることが懸念される。適切ではない内容の対策が広がることを防止し、正しい知識を広める意味でも、地域協議会等による安全講習は重要であり、今後の広がりが期待される。

安全対策の実施状況の確認については、現地確認あるいは記録写真による確認が行われている。いずれか、あるいは双方で安全対策の実施状況を確認する地域協議会数は 28 地域協議会であった。

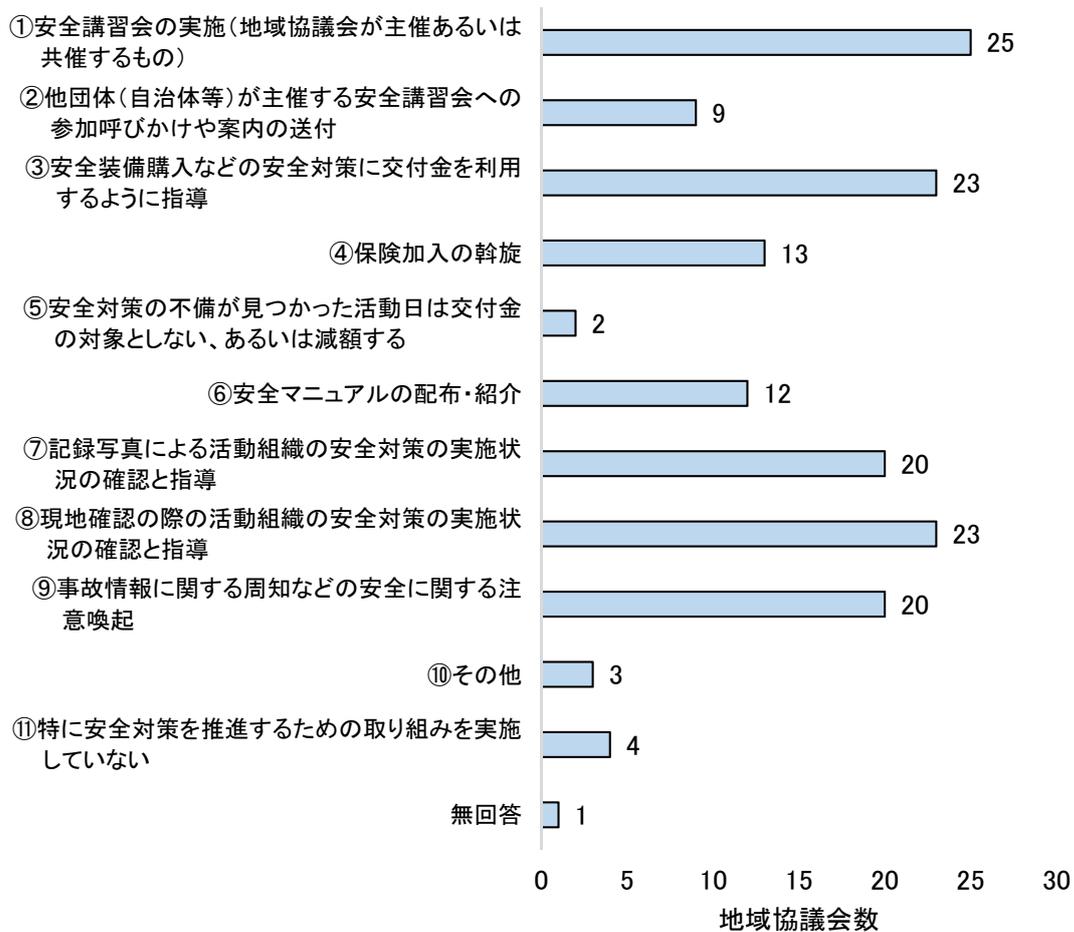


図 2.8 地域協議会による安全対策の実施状況（複数回答 n=45）

■その他回答

- ・ 安全指導員を紹介して、講習会を実施するように指導
- ・ 県と連携し、安全確認巡回パトロールを実施……………各 1 件

(2) 安全講習実施に向けての地域協議会の支援

平成29年度から義務付けられた活動対象地における安全講習に対する地域協議会による支援状況を見ると、必要な講師の紹介あるいは斡旋が最も多くなっている。

一方で、特に支援を行っていないと回答する地域協議会も14地域協議会確認された。

なお、図2.8に示す活動組織の安全対策への支援と、図2.9で示す安全講習実施への支援の双方で、特に対策を行っていないと回答した地域協議会が3地域協議会あった。今後の安全対策の推進が望まれる。

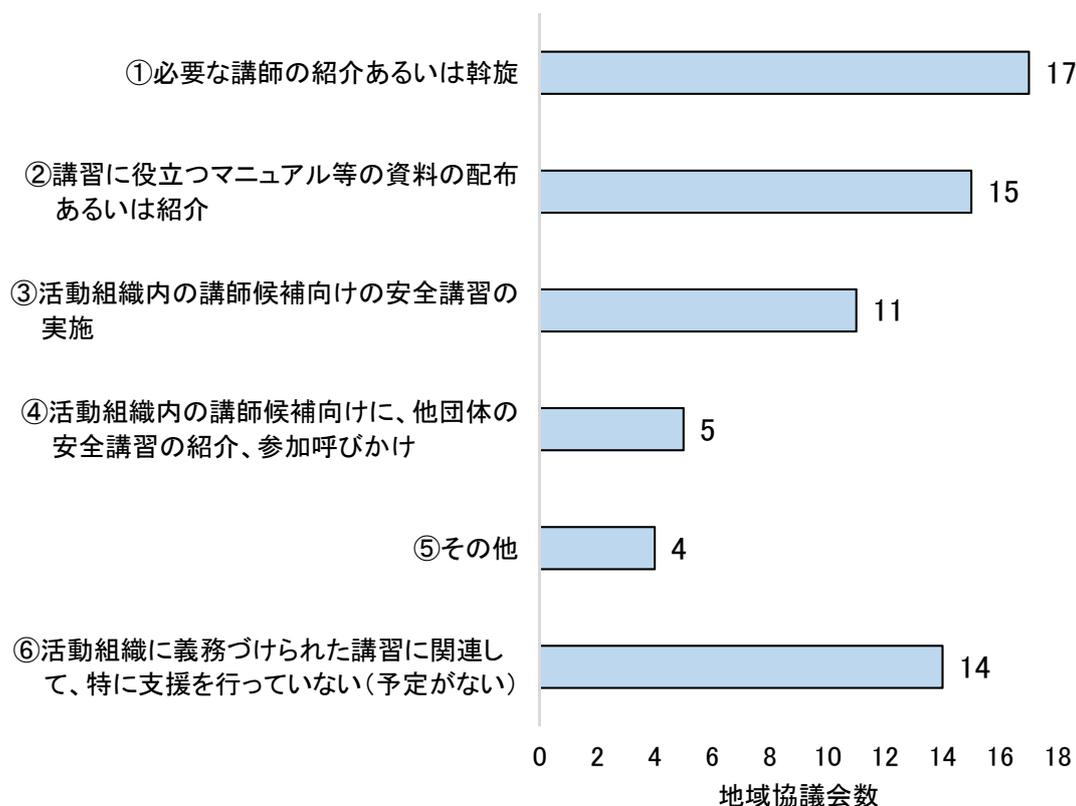


図 2.9 地域協議会による安全講習実施への支援（複数回答 n=45）

■その他回答

- ・ 県からの講師の紹介
- ・ 活動組織の中で危険情報とその対策を共通認識とする研修をするように指導
- ・ 緑化推進協会内の安全衛生講習会受講者を講師とするように指導
- ・ 地域協議会主催の安全講習の実施 …………… 各1件

(3) 安全講習を進める上での課題

安全講習の課題としては、「独自に行う講習が本当に適切な内容かわからない」と「どのような条件を満たせば講習の義務を果たしたと考えてよいかわからない」との回答が多数であった。

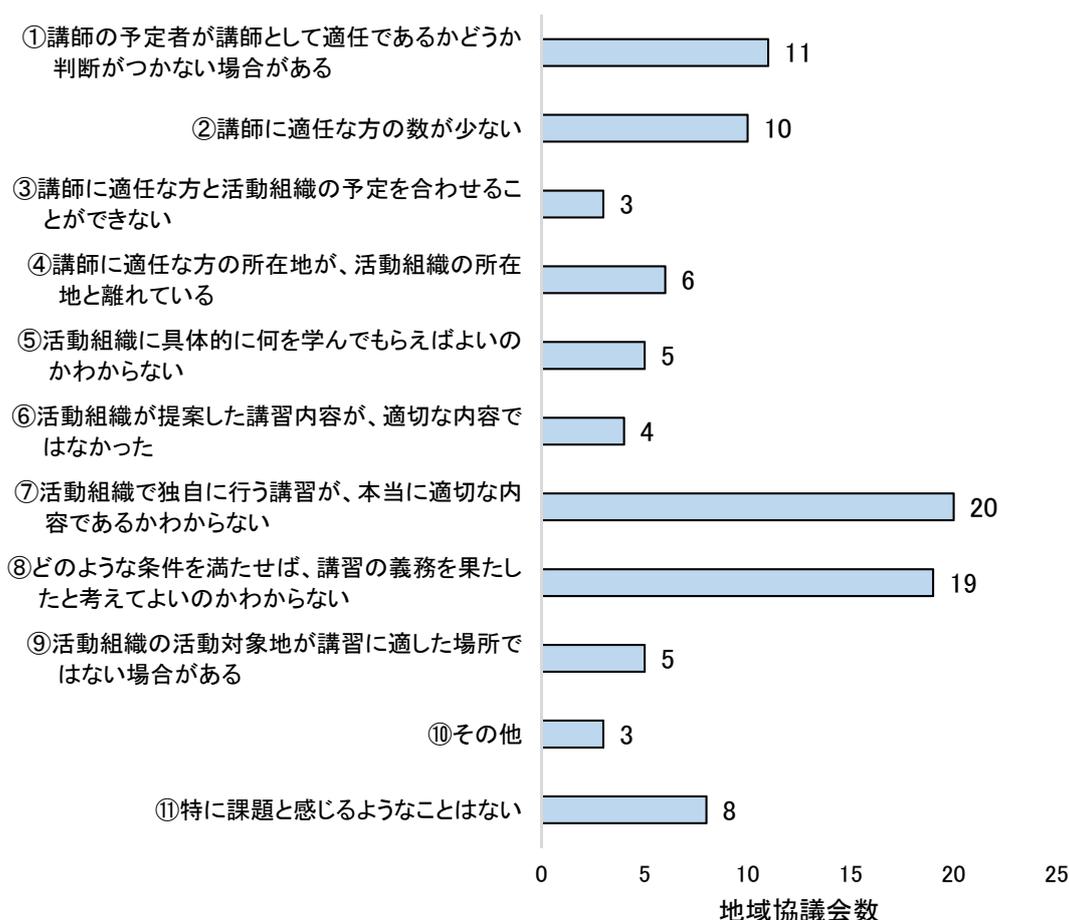


図 2.10 安全講習を実施する上での課題（複数回答 n=45）

■その他回答

- ・ 安全講習に関しては、あまりテクニカルな課題にこだわる必要を感じない。
- ・ お金を使わないで講習をするにはどうしたらよいかと尋ねられた。
- ・ 30分～1時間程度の安全講習ではいけないのか聞かれた。
- ・ 対象森林内でなく講師のいるところへ出向いて参加することができるように希望する活動組織もある。……………各1件

2-2-5 モニタリング調査

(1) モニタリング調査実施のための支援

具体的に実施されているモニタリング調査に対する支援としては、講習会・学習会が多数となった。モニタリング調査そのものが試行錯誤の側面もあることから、モニタリング調査の際には地域協議会の担当者も参加するとの回答も 11 地域協議会で見られた。

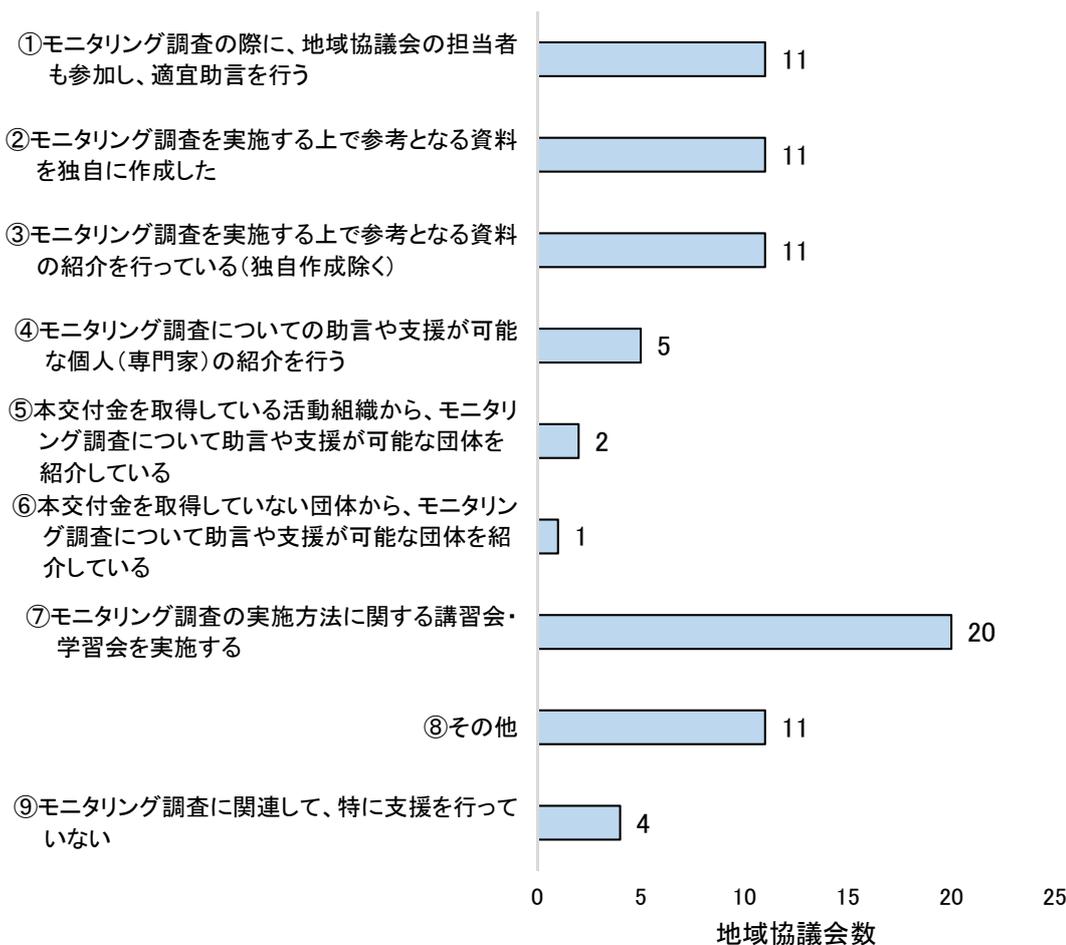


図 2.11 モニタリング調査を進める上での支援（複数回答 n=45）

■その他回答

- ・ 都道府県と協力して指導や相談 …………… 4 件
- ・ 現地指導時等に指導あるいは協力 …………… 3 件
- ・ 適宜助言 …………… 1 件
- ・ 説明会時に他協議会が作成した分かりやすい資料を配布 …………… 1 件
- ・ 簡易樹高測定や相対幹距比の早見カードを作成し、全活動組織に配布した …………… 1 件

(2) モニタリング調査実施の上での課題

モニタリング調査実施の上での、地域協議会から見た課題については、「活動組織に調査方法を理解してもらうことが難しい」との回答が約半数の 23 地域協議会より寄せられている。調査に慣れていない活動組織を対象として、指導を行うことが求められ、本交付金事業における対応に当たっての負担が増大していた実態がみられる。

続いて、「モニタリングの調査場所」と「調査方法が妥当であるかどうか判断できない」が多い結果となっている。

これらの課題については、一部、地域協議会と活動組織との関わり方も影響していると考えられる。一例として、前ページのモニタリング調査実施のための支援（地域協議会向けアンケート Q17）の結果と、このモニタリング調査実施の上での課題について（地域協議会向けアンケート Q18）との関連を調べるため、クロス集計を行うと、Q17 において「モニタリング調査の実施方法に関する講習会・学習会」と回答した 20 地域協議会のうち 65%にあたる 13 協議会が Q18 において「活動組織に調査方法を理解してもらうことが難しい」と回答している。一方で、講習会・学習会を実施しない地域協議会の場合には「活動組織に調査方法を理解してもらうことが難しい」と回答する比率は 28%にすぎなかった。

また、地域協議会が直面する課題については、表 2.4 に示すように、1つの地域協議会が複数の課題に直面するケースが多く、20 の地域協議会が 5 件以上の課題に直面したと回答している。

表 2.4 地域協議会が抱える課題の状況

課題の状況	回答状況
1 地域協議会当たりが挙げる課題の平均数	4.16 件
1 地域協議会が抱える課題の最大数	14 件
2 件以上の課題があったと回答した地域協議会数	31 地域協議会
5 件以上の課題があったと回答した地域協議会数	20 地域協議会

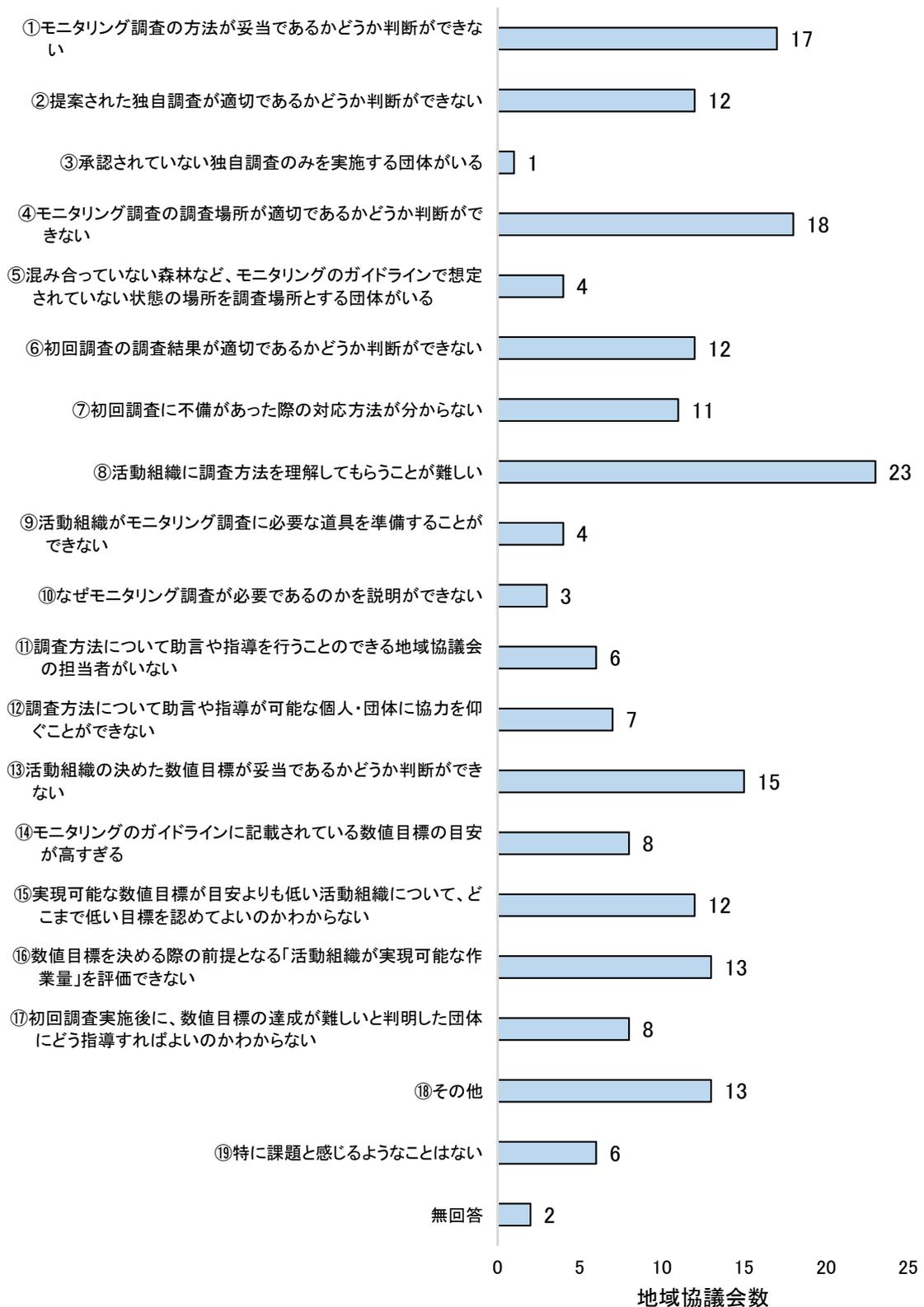


図 2.12 モニタリング調査実施の上での課題（複数回答 n=45）

■その他回答（主な意見を抜粋）

- ・ 独自調査を提案できることになっているが、その審査、承認の手続きや審査基準が示されていない。
- ・ 「里山の景観や環境を維持していく」ことを目標にした活動に適した「維持する指標」を例示してほしい。
- ・ 様式第19号モニタリング結果報告書は定点観測のみをイメージして作成されているので使いづらい。
- ・ 本交付金を活用する多くの団体は、地域住民の少数人数で運営しており、対応できないのが実態である。
- ・ モニタリング調査の実施が義務付けられた時点で事業採択のハードルが非常に高くなったと実感し、本交付金の活用を断念した団体があるのも実態である。
- ・ 各年度施策種が異なるケースでは、単年度ごとにモニタリング目標を設定すべきと考える。
- ・ モニタリングを決定する場合、林業技術者の知識が必要である。
- ・ 活動が2、3、4年目になる活動組織の場合、ある程度整備が進んでいるため、初回調査として実施する現況調査数値と目標設定数値との差は、少なめに設定せざるを得ない箇所がある。
- ・ 景観保全のための雑草木の刈払いであるから、その活動を評価するための目標や調査方法の充実が必要と感じる。
- ・ 国で作成したモニタリング調査方法は現地の整備方法と一致しない場合が多くある。
- ・ 現地で想定される課題、問題が、ガイドラインやQ&Aで網羅されていない、内容が不完全。
- ・ 植生調査等森林・林業に関する知識を持っていないところがあり、現状の地域協議会事務局で個別に指導・フォローすることは困難な状況である。
- ・ 全国共通のガイドラインに記載されている数値目標が比較的高く、達成がやや困難と思われる。
- ・ 思うような結果が出なかったときはどうしたらよいか。
- ・ 広葉樹林が対象となる場合は、活動の目的によっては相対幹距比が適さない場合もあるのではないか。

(3) モニタリング調査の目標達成の難易度

地域協議会の視点から見たモニタリング調査の目安実現の難易度については、「非常に容易」との回答はほとんどない結果となった。また、初回調査も十分行われていないこともあり、「よくわからない」という回答が竹の本数を除くといずれも 1/3 以上を占める。

主に森林資源利用タイプで利用を想定している幹材積量調査については、「容易」との回答は 1 協議会しかない一方で、困難と回答する協議会は 15 団体にも達している。

全体として、初年度に設定された目安は、取得団体に任意団体が多数いる本交付金の実態を考慮すると、難易度の高い内容であったと考えられる。

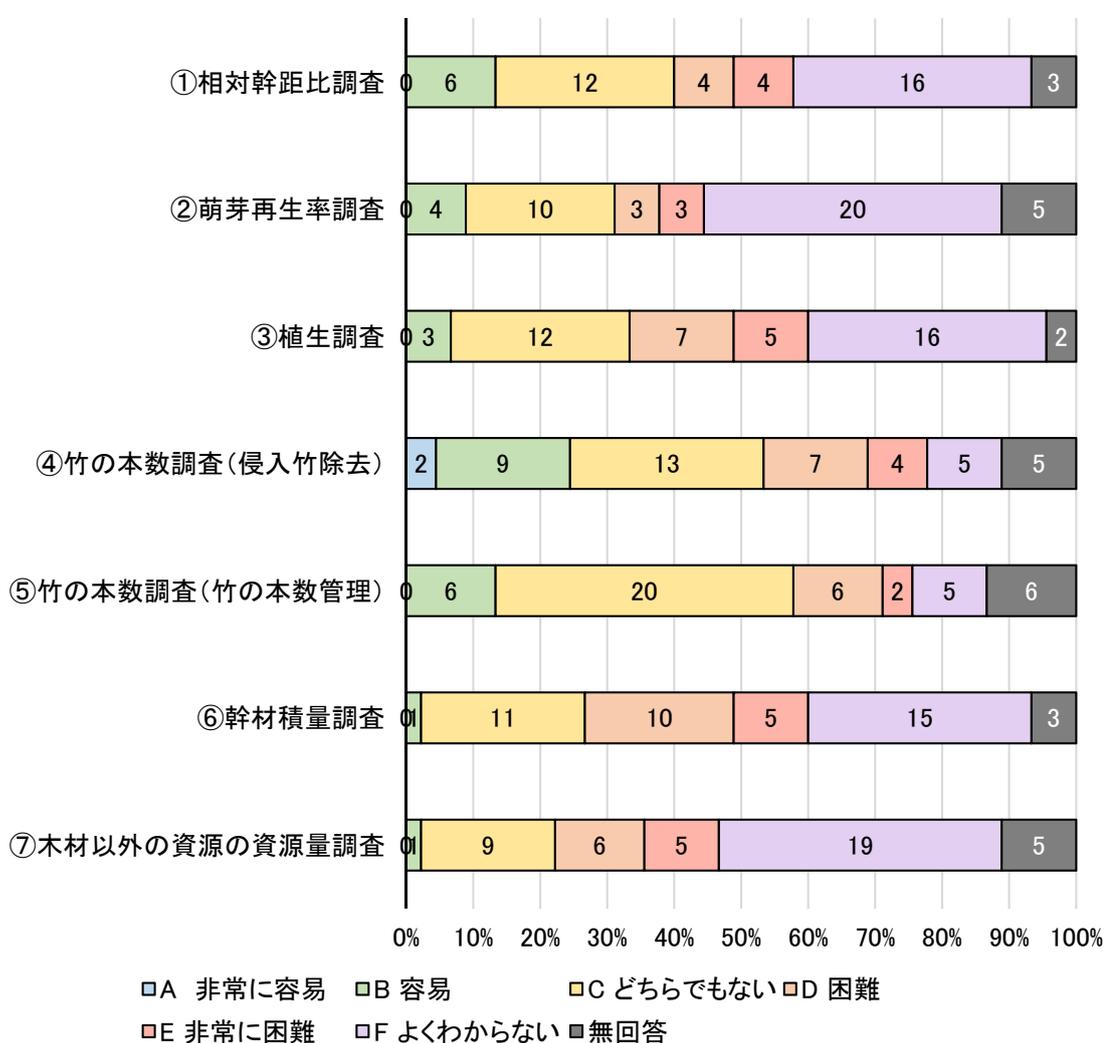


図 2.13 地域協議会から見たモニタリング調査の難易度（調査ごと択一 n=45）

(4) ガイドラインよりも低い目標を認めた理由

本アンケートが行われた10月時点では、約半数の21の地域協議会において、「数値目標についてほとんど把握できていない」との回答であった。

残る24の地域協議会のうち、「低い目標は認めていない」と「低い目標を決めた団体がいない」が合わせて11協議会となっている。

これらの回答からは、ガイドラインに記載された目標が事実上のノルマとして機能していたことが考えられる。

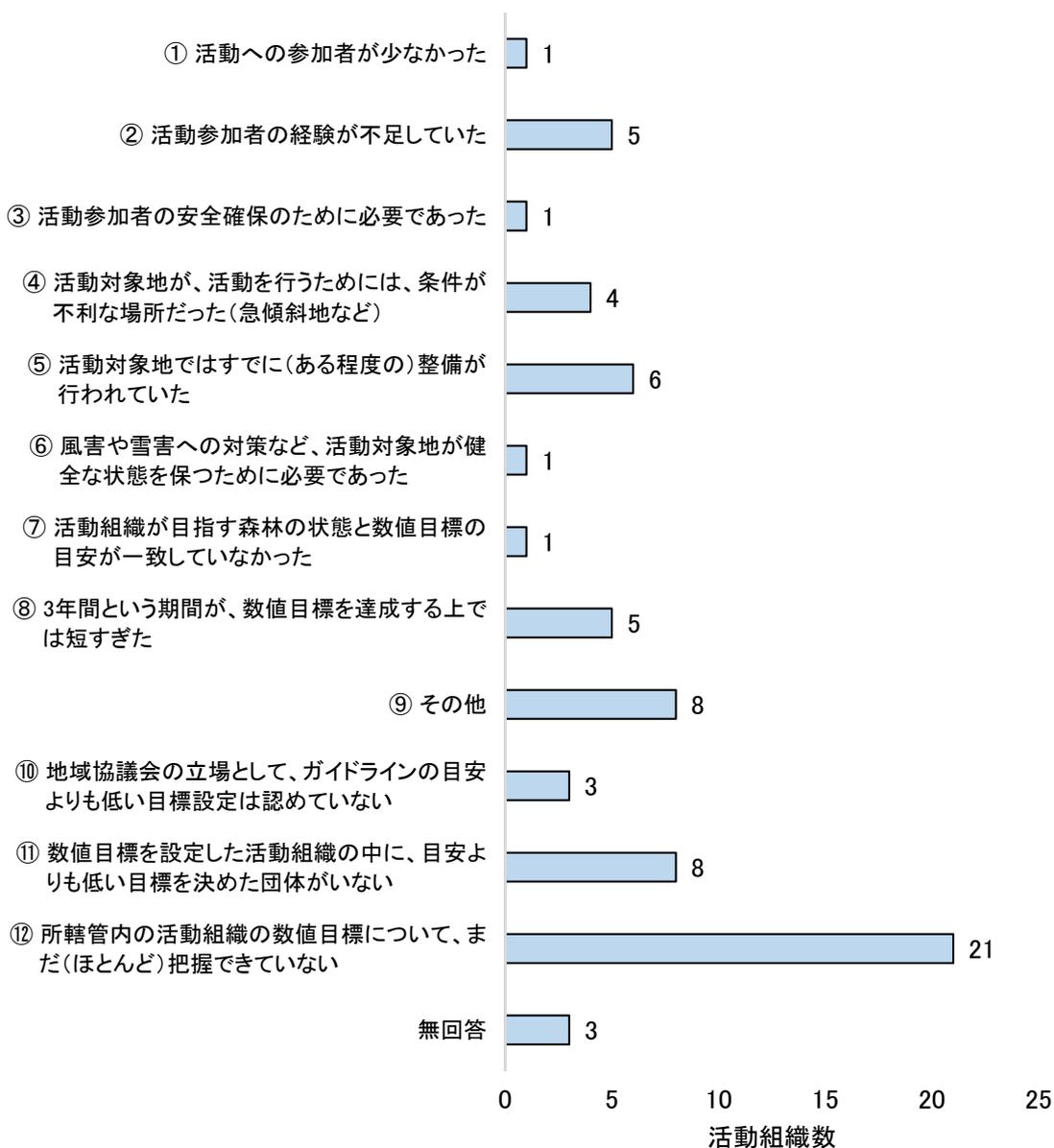


図 2.14 ガイドラインで示した目安よりも低い目標を認めた理由（複数回答 n=45）

■その他回答

- ・ キノコや樹液の採取量、希少種の生育状況など、数値目標をたてづらい活動の目標がある。
- ・ 未達成の場合は終了後調査を行わなければならない場合もあるので、達成可能な数値目標を設定するよう指導
- ・ 1年間の実施状況を確認してから、必要に応じて地域協議会と協議のうえ数値目標を変更するよう指導
- ・ 実際の施業とモニタリングの考え方が一致しない場合、そもそも数値目標が設定できない場合がある。
- ・ 各活動組織のガイドラインの目標の達成の難易度が分からない。

2-2-6 その他

(1) 活動組織間の協力関係促進の取組

地域協議会が果たし得ることとして、地域の森づくり活動の連携促進と、それに伴う地域全体における森づくり活動の活性化が挙げられる。

11 の地域協議会で活動事例発表会を行うなど、活動組織の経験の共有に向けた取組が進んでいる事例も見られる。

本交付金の活動における課題となっている書類作成やモニタリング調査についても、活動組織間の連携と経験共有により、課題の緩和、改善につながることを期待される。

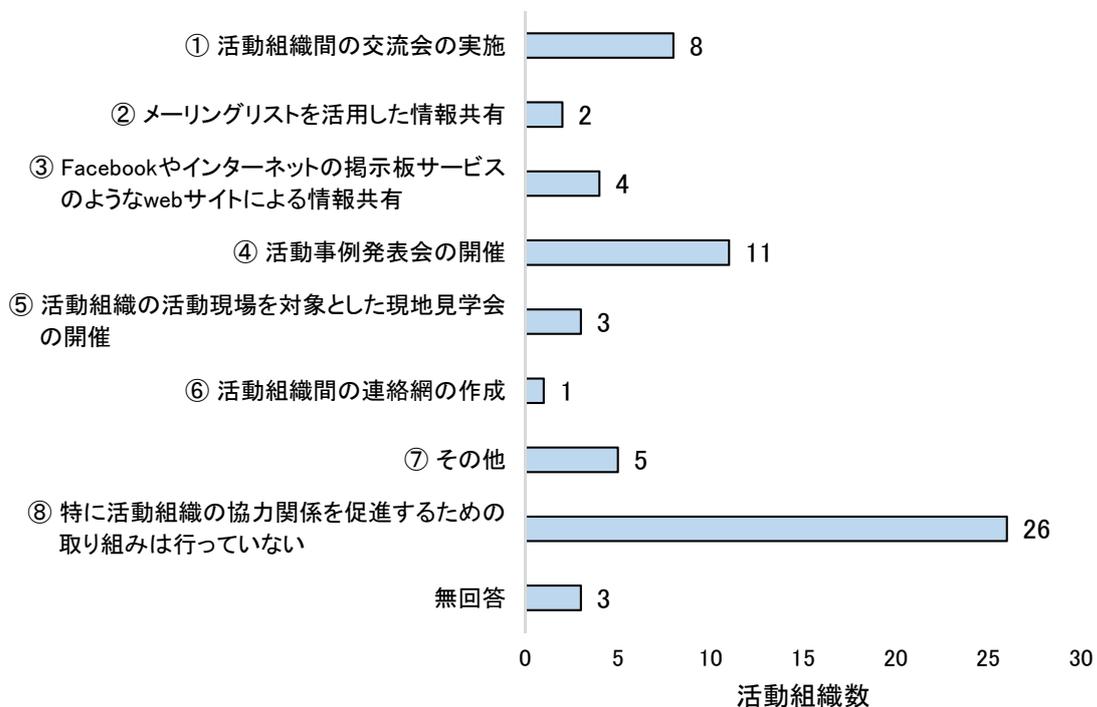


図 2.20 地域協議会による活動組織間の協力関係促進の取り組み（複数回答 n=45）

■その他回答

- ・ 新規に採択された団体に対し、先進的な取組を実施している団体を紹介し、現地視察を勧め、書類作成の仕方等を学ぶように案内している。
- ・ H28 まで行っていた活動事例発表会を有効活用するため、事例集の発刊を計画中。
- ・ 研修会等を通して近隣団体同士の交流は生まれ、指導的な団体が後発団体の現地活動、書類作成などを部分支援しているケースが散見される。
- ・ 他の活動組織が行うイベントのチラシを配布している。
- ・ 他の活動組織の活動地でモニタリング調査の研修を実施している。
- ・ 安全講習会や説明会を団体の活動地で行うことで交流につながっている。

(2) 他団体との協力関係

地域協議会と他団体との協力関係を見ると、45 の地域協議会のうち 42 の地域協議会で都道府県と何らかの協力関係にある。

ここで連携先として挙げた①～⑤のいずれとも連携関係がない地域協議会は 1 地域協議会のみであった。ただし、その地域協議会も特記すべき協力関係について他団体と協力がある旨の回答をしており、厳密に他団体や専門家との協力関係なしで取組を行う地域協議会は確認できなかった。

なお、平成 28 年度にも同様の質問を行っているが、「特に協力はない」との回答が、平成 28 年度から平成 29 年度にかけて増加している（都道府県 H28：1→H29：3、市町村 H28：9→H29：18）。今後の他団体との連携の進展が課題と考えられる。

表 2.4 地域協議会と他団体の協力関係（複数回答 横 1 行ごとに n=45）

	A. 書類作成の指導	B. 作業や活動についての助言	C. 安全等の講習の実施	D. 資機材の貸与	E. 広報活動	F. モニタリング調査の支援	G. 特に協力関係はない	無回答
① 都道府県	22	23	12	1	28	23	3	0
② 市区町村	15	12	6	0	19	8	18	3
③ 別の地域協議会	3	5	0	0	1	1	30	10
④ 森林組合	2	4	8	2	4	2	24	6
⑤ 本交付金を取得している活動組織	10	8	5	0	4	1	20	10

■その他特記すべき協力関係

- ・ 森林ボランティア団体の活動支援を行っている都道府県の「森づくり活動サポートセンター」と連携して、A～F の項目について助言、技術指導をいただいている。
- ・ 都道府県林業職の OB に、安全講習・モニタリング研修の講師や活動終了時の現地確認を依頼している。

(3) 活動成果の進展状況

地域協議会から見た本交付金の活動の進展状況を見ると、「景観の改善」での取組が進んでおり、次いで、安全対策が進んでいると考えられる。

「取組が進んでいる」よりも「取組が進んでいない」との回答が多いのは、「活動を継続するための財源の確保」となっており、これは過年度から続く傾向である。ただし、平成 28 年度では「取組が進んでいない」又は「やや取組が進んでいない」との回答が 20 地域協議会であったが、平成 29 年度は合わせて 12 地域協議会となっており、若干、改善がみられる。

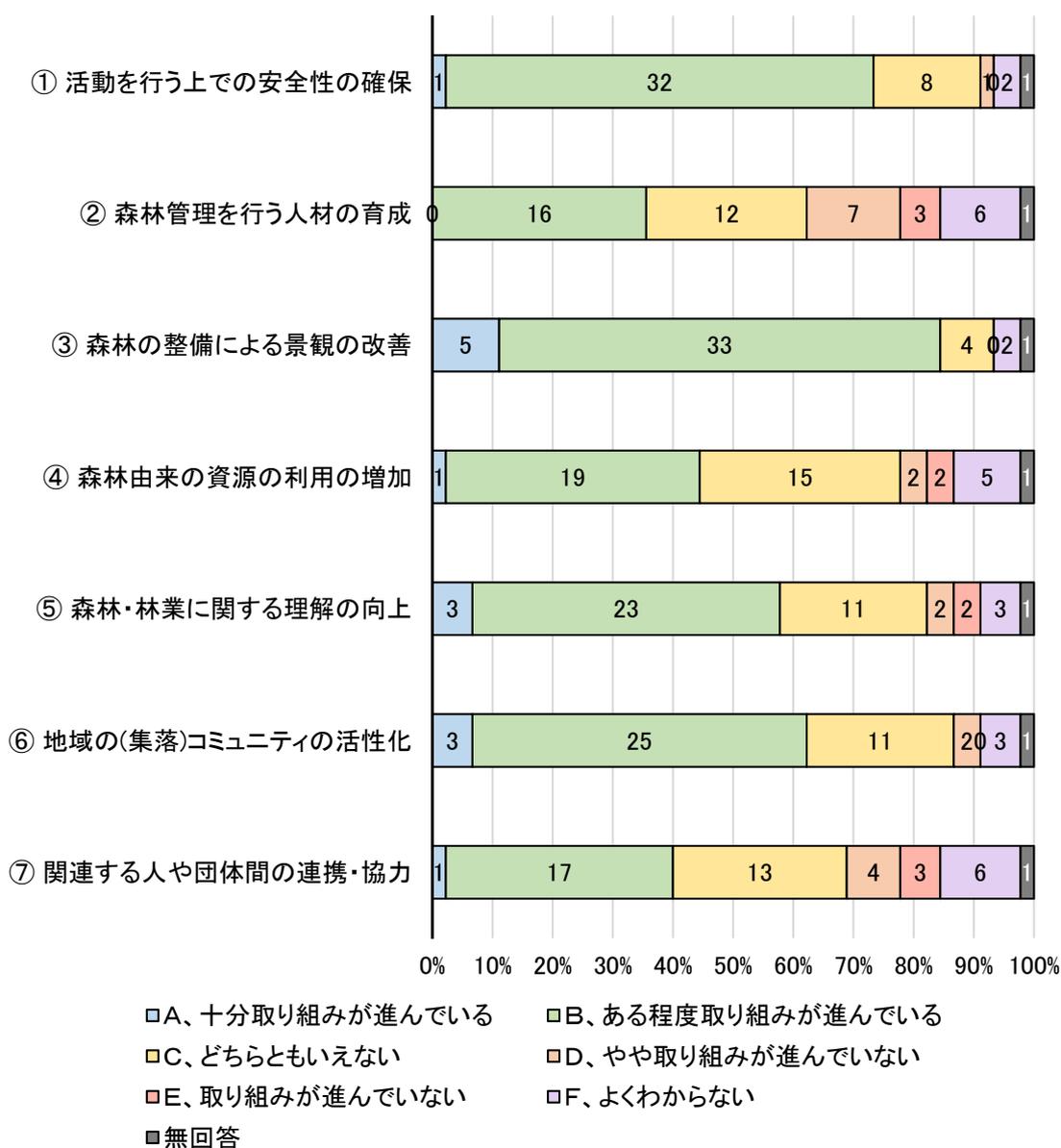


図 2.21 地域協議会から見た本交付金の活動の進展状況（複数回答 n=45）

(4) 地域協議会の運営を行う上で特に苦労したこと

地域協議会に対し、他の協議会と共有すべき事例として、特に苦労したことと、その解決が困難な理由、あるいは解決のための取組状況を尋ねた。

この課題と解決方法については、関連の内容ごとに分類して、具体的な対応状況を記載する。

苦労したこと	解決の有無	解決方法	取組
新規団体募集			
新規団体の掘り起こしや活動の支援を行うに当たり、交付金が削減され対応に苦慮している。	対応中	林野庁予算は減額されており、地域協議会への交付金が削減されたこと及び活動に対する成果目標（全国数値目標）が導入されたことを勘案すると、継続団体への支援が中心となり、新規団体の掘り起こしや支援が十分に行えず、課題解決が困難な状況である。	県・市町村・地域協議会が連携し、継続団体に対して交付金から自主自立した活動ができるよう支援を行うとともに、新規団体の掘り起こしについてもできる限り積極的に行い、活動組織の新陳代謝を図る。
制度の変更も含め組織数が減ったため、新規団体の獲得に苦労している。	対応中	ホームページを開設、また県・市町村との連携を進めている。各ボランティアセンターにも依頼予定。	
事務処理関連			
書類作成に不慣れな方が多く、提出期日を守ってもらえないこと。	解決した	催促し、提出を促した。	事前連絡を行った。
提出書類の間違が多いこと。活動の成果が写真だけで確認できないこと。	対応中	書類訂正はできるだけ細かい所まで指示した。	できるだけ早めに書類の書き方案内をする。 できるだけ現地視察をする。
実績報告書の内容の訂正が多く、完成まで困難で時間がかかる。概算払いではなく精算払いであれば積極的に作成・訂正をしてくれそうな気がする。	対応中		実績報告書を早めの作成を促し、期限前に提出をしてもらうが、期限前に提出してくれる活動組織は内容に問題はほとんどない。
活動組織の行う作業、事務処理において、スキルの差が相当にあること、また年度ごとに実施要領の変更があるため、指導においては苦慮している。	対応中	事務処理は、本県独自の様式を併用しながら作成していただいております、変更点によっては、改訂しながら指導している。	最初の申請相談の際に、アンケート形式でリサーチするようにしている。
1 活動組織の事務処理を軽減するためにはどうするか。 2 実績報告書の審査時間を短縮するにはどうするか。	対応中	1 事務処理をお手伝いできる地元の団体の紹介。 2 実績報告書の作成のシステム化 実績報告書の審査で多い間違いは、転記ミス。これを防ぐために、一度入力したら関連する表に転記できるようにシステムを構築中であり、まもなく完成。完成後はホームページに掲載して各活動組織に活用してもらう。	活動組織の中には、パソコンを利用できない団体があることから、それらの団体を以下にして指導していくかが課題である。一つの方法は、さきのシステムを利用して、実績報告書を作成する第三の団体を育成して書類の作成を請け負わせる。

苦勞したこと	解決の有無	解決方法	取組
活動組織から提出された採択申請書類や実績報告書の確認・修正に時間がかかる。	対応中		活動組織に近い存在である市町村職員が、提出された書類の事前確認や修正指導、現地確認を行っている。
活動内容の確認	対応中	確認検査業務が年度末に集中し、書類確認の業務量も多く現場確認まで手が回らない。	H29 から独自の様式として活動前、活動後の状況写真、活動場所の明示をする活動日誌の整備をお願いしている。
市町村の補助も地域協議会を通さねばならない仕組みになっているが、地域協議会の事務負担が膨大なので、活動組織に直接交付する方法としてほしい。	解決できなかった		
事業複雑化に対し、活動組織の事務能力が限界にきている。 提出書類の修正指導等に膨大な時間を要している。	解決できなかった	毎年、説明会を開き、前年度の書類作成状況から見た点を指導しているが、同様の不備が繰り返され、また、制度変更に伴う新たな不備が多数見受けられる状況にある。	金銭出納簿や、写真整理帳等の様式を工夫し、電子ファイルで提供している。
活動組織から提出される書類に不備がみられ、補助金を適正に使用していることを証明するための追加資料を求めることがしばしばある。	解決できなかった	活動組織の活動が終了してから書類が提出されてくる場合が多く、解決が困難な場合がある。事前に電話等で確認がある場合には、助言・指導ができる。	事前の説明会では、交付金の適切な活用を示すための資料が必要なことを説明し、写真撮影や領収書の記載などは具体的な記載例を示している。
活動組織が実施状況報告書の提出が遅れた。	解決できなかった		たえず、期間内に事業を終了し、実施状況報告書の提出をしないと、交付金を交付しないことを通知している。
活動組織の能力に関すること			
活動組織の森林林業とそれらに対するコントロール作業に対する理解不足と各組織間のスキルの幅（高低の差）の広さが課題である。	解決できなかった	森林活動や林地保全、地域環境に対する取組に基本的なスタンスが違うこと。例えば、薪のみを目的とする団体、材木よりも野草などを重視する団体などが対応しにくい。	
市町村の有効性・妥当性確認、上乘せ支援			
当対策については、今年度から地方支援を行う組織を優先採択となり、本県では市町が支援を行う組織を県も支援する仕組みとしたため、県・市町からの負担金分の申請や請求に係る手続きがそれぞれ異なり、調整に大変苦勞を要している。（市町の支援分については、補正予算で対応する市町や交付要領等を作成してから申請等の手続きを行わなければならない等様々である。）	解決した	各市町の担当者と連絡調整を行い、全ての関係市町から支援を受けられるようになったが、多くの市町は精算払いとなるため、活動組織への最終交付金の支払いも活動終了後、ある程度の期間を要することが想定される。	

苦勞したこと	解決の有無	解決方法	取組
<p>県、市町村の負担を求める制度への移行の過程で具体的対応が固まらず、平成 29 年度の募集が大幅に遅れ、その後も事務が遅れがちである。</p>	<p>対応中</p>		
<p>平成 29 年度から事業のスキームが改正されたことに伴い、新たに交付金の地方負担分に係る交付金業務が生じ、自治体ごとに予算措置の要請から調整しなければならないなど、事務量が多くなったこと。</p>	<p>対応中</p>	<p>自治体ごとの交付金業務については、県の支援により各市町村への対応を調整していただいている。</p>	
<p>都道府県、市町村への協力依頼で理解が得られなかった。</p>	<p>対応中</p>	<p>都市部の市町村なので林業そのものへの理解が得られない。</p>	
<p>平成 29 年度から市町村の上乗せ支援を必須条件にしたので、活動組織の指導等は協力して実施する必要があるが、そのためには情報の共有が不可欠である。しかし、活動組織としては両者に情報を提供しなければならず、手間取っている場合もある。</p>	<p>対応中</p>	<p>協議会も市町村も活動組織も事務方は 1 人もしくは 2 人とといった限られた人数で対応しており、この事業だけに関わっているわけではなく、対応が遅れがちになる。また、活動組織ではインターネットを活用できる組織はまだまだ少なく、情報共有に時間がかかる現状である。</p>	
<p>29 年度に、県、市町村の上乗せ支援に当たり、どのようなスケジュールで何を行っていけばいいのか全てが手探りであること。また、県は 6 月補正で予算を確保したため、7 月以降の活動のみが交付金の対象となったため、7 月以前に事業に着手した活動組織の上乗せ分の算定が難しい。</p>	<p>対応中</p>		
<p>交付金のスケジュールに関すること</p>			
<p>全般的に団体数が多いため申請から実績まで苦勞している。 特に実績については実績のメ切から国へ提出までの時間が短い ため苦勞している。</p>	<p>対応中</p>	<p>事務局の人員を増やして対応。 早めの実績提出をお願いしている。</p>	<p>今年度より中間実績提出を検討している。</p>
<p>活動の期日が 3 月設定。 活動が終了しても報告書の提出が遅い。</p>	<p>解決できなかった</p>	<p>書類作成に手間がかかる。 現場が終了しても金銭の管理が終了していない。</p>	<p>特別ではないが、活動期間の最終を 2 月末に設定。</p>

苦勞したこと	解決の有無	解決方法	取組
モニタリング調査関連			
モニタリング調査の実施が義務付けされたことによる、活動組織への説明、実施の考え方に対する助言指導に苦慮している。	対応中	モニタリングについては、市町村ごとの対応が困難なため、必要に応じて県の林業普及指導員の支援を受けている状況。	
モニタリングについて、現場からの質問、意見等の反応が少ないので、却って不安に感じる。	対応中		今年は今全組織に現地調査を行い、組織と一緒にモニタリングの課題や解決策を考えていきたいと思う。
モニタリング調査及び目標設定について	対応中	モニタリング調査について説明会を開催し調査方法等を説明したが、活動組織は高齢の方が多く現場管理にも不慣れなため、どれくらい理解してもらえたか不明である。 雪がふる前に活動組織のモニタリング調査の状況を個別に確認、指導する必要がある。	
竹材のバイオマス利用について竹林整備で行うのか、森林資源利用タイプで行うのか。	対応中		
その他			
毎年事業の仕組みに変更(小さなもの含む)があり、対応に苦勞している。 行政用語が多く一般人には理解しがたい。	対応中	県内では本事業を協議会としてコーディネートできる人員が少ないため、現在の苦勞を解決するのは困難か？	
申請面積に対する現地活動が実際に行われているかは、現地調査を行うほかないが、地域協議会に検査の権限が与えられているか判断できない。また、権限があるとしても、地域協議会の陣容で全面積を現地調査することは困難である。	対応中		活動組織を抽出して可能な限り現地調査を行うこととしているが、現状では活動組織との信頼関係によるほかない。
平成 25 年度から、当協会が事務執行しているが、それ以前から行っている協会業務の進行に影響が出ている。	解決できなかった	継続性において不安定な財源基盤の下での人的体制の構築の困難性。	

(5) 本交付金に関連して国に対して要望すること

本交付金に対する要望を自由記述方式にて尋ねたところ、22 地域協議会より回答が寄せられた。

自由記述の内容を整理して以下に示す。項目単位で見た際に、同様の内容が記載されている場合は、個別の内容を記載するのではなく、統合して件数を記載した。

なお、1つの地域協議会が複数の内容を回答したケースもあるため、回答内容数や件数と地域協議会数は一致しない。

【寄せられた意見】

■制度全般（5 地域協議会。全て異なる内容のため、内容要約を記載）

- ・ 基準があいまいでついていけない。基準等がすぐに改正されることについていけない。
- ・ この事業はロジックモデルが曖昧。地域の内発性の芽を促す利点もあるが、必要性や有効性などの客観的な説明が困難となる。従来どおりの自由度の高いタイプに加え、1 目標を明確にしたタイプ設定も必要になるのではないか。
- ・ 本交付金では森林の整備面積に対して交付金（の上限）額が決まるが、交付対象と認められる基準がないので、基準づくりをしてほしい。
- ・ 地域協議会の裁量任せであいまいな部分が多い。国ではっきりと採択の線引きや方針を示してほしい。
- ・ 森林経営計画の対象林について、本制度の創設当初は、実施要領のただし書きにより、教育・研修活動タイプの実施と併せ、これらの竹林を整備することが可能とされていたが、ただし書きの削除によって対象林が激減することとなった。ただし書きを復活させてほしい。

■事務関連（11 地域協議会）

- ・ 書類の簡素化・使いやすい書類への修正要望……………6 件
- ・ 事務負担が大きいこと……………4 件
- ・ 地域協議会の運営費に関する事……………2 件

■市町村の有効性・妥当性の確認、上乗せ支援（7 地域協議会）

- ・ 市町村との調整で事務量が増加……………4 件
- ・ 上乗せある活動組織を採択優先対象とする条件の廃止……………2 件
- ・ 上乗せなしの場合は予算配分をしないなどの措置の要望……………1 件
- ・ 地方自治体の紙片において、助成の際の様式等の統一の要望……………1 件
- ・ 市町村への説明に苦慮……………1 件

■モニタリング関係（7 地域協議会）

- ・ 指導・助言対応が人員の都合等で困難……………2 件
- ・ 地域協議会が指導しやすくするための対策（講習会や資料提供等）の実施 ……2 件
- ・ 調査事例を増やしてほしい。……………1 件
- ・ 調査方法を簡素化してほしい。……………1 件
- ・ 「直接支援事業」が実施面積の報告だけで良いのに対し、本交付金は効果まで求めているのは不公平に感じる。……………1 件

■活動の自律性について（4 地域協議会。全て異なる内容のため内容要約を記載）

- ・ 事業採択のハードルが高くなったと考える活動組織もいる。
- ・ 木材生産を主目的とする森林整備が困難な森林を対象としているので、交付金の3年間で自立的な林業経営の達成を求めるのは根本的に矛盾している。人間の生活空間と隣接している里山林は容易に撤退できない。かといって自立の道筋を立てるのも困難。地権者や住民、ボランティアの善意によって整備されていくことになるが、その整備のコストの一部を公的に支援する仕組みとして、本交付金を発展させていただきたい。
- ・ 里山の景観整備を目的に活動している組織にはそもそも収益性という概念がないため、自己資金のみで活動を継続していくのは困難。収益性のある森林資源利用タイプの場合は3年間での自立も可能であるが、継続的な支援が必要な活動については支援期間を延ばすなど、メニューに応じて柔軟に採択できるようにしてほしい。
- ・ 一定割合の新規団体を掘り起こした都道府県・市町村・地域協議会に対しては、交付金や推進交付金を優先配分するなどの「インセンティブ」を付与していただきたい。

■サポート体制の充実への要望（3 地域協議会）

- ・ 地域協議会の意見交換会・情報交換会の開催……………2 件
- ・ 書類作成を支援する交付金事務執行サポート団体の設置の希望……………1 件

■その他（2 地域協議会）

- ・ 手引きの改訂……………1 件
- ・ 森林づくり研修会の際使用できるDVDなど資料の提供……………1 件
- ・ 安全講習会の際に使用する防護具や機材（チェーンソー等）の購入についての全額補助……………1 件
- ・ 農業の多面的事業と比較されるケースが多くあるので、要件や購入物品等については、ある程度統一することが望ましい。……………1 件
- ・ 交付金の継続希望……………1 件

2-3 ヒアリング結果

地域協議会へのアンケート調査の結果を踏まえて、取組の状況や課題をより具体的に把握するために、3地域協議会に対してヒアリングを実施した。

項目	内容
目的	森林・山村多面的機能発揮対策における地域協議会の取組状況や課題のより具体的な把握
対象	3地域協議会 ・A協議会（平成30年3月7日） ・B協議会（平成30年2月1日） ・C協議会（平成30年3月15日）
実施期間	平成30年2月1日（木）～3月15日（木）
実施方法	現地にて対面方式で実施

■対象団体：A 県地域協議会

(1) 交付金の周知のための活動の概要・工夫

- 活動組織募集（広報活動）についてどのような形で行っているか。
 - Web サイトでの情報発信
 - 独自広報資料（活動組織募集案内）の作成
 - 県の担当部局に広報依頼（県の NPO 情報発信サイトにて情報発信）
 - 市町村の担当部局に広報依頼（県内の内、A 市、C 町は、同市町から各区長に配信されている。）
 - 新規申請団体向けの説明会実施（合計 4 回、4 か所）153 団体が参加（継続申請分も含む。）

- 説明会をどのように行っているか（説明会の広報手段、説明会の方法や内容など）。
 - 広報は上記による。説明会（4 月 A 市で実施分）は、平成 29 年度の変更点や、実施要領の改正、募集案内、モニタリング調査などについて報告している。

- 説明会にはどのような方が参加しているか（指導する者、指導される者）。
 - A 県担当者と地域協議会にて参加。今年は県内 4 か所で実施し、153 団体が参加（継続申請分含む）。

- 今年度の募集について、過年度との違いの有無・内容
 - 昨年度は、新規募集のための説明会を実施していない（本交付金事業の次年度以降の予算確保が不透明であったため）。
 - 今年度は、新規にて申請を考えて参加されたところが多かった。このため、説明会での質問についても、自分達の活動が本交付金を活用できるかどうかを問うものが多かった。

- 周知活動に当たって、A 県、市町村との連携の有無・内容
 - 前述のとおり。

(2) 有効性・妥当性の確認

- 今年度より追加された、市町村の有効性・妥当性確認に係り、地域協議会の事務作業等の負担の変化等あるか。
 - 市町村が有効性・妥当性を判断するに当たって、各市町村から様々な問い合わせが電話、メールであり、これらの対応（関係資料の確認、送付、説明等）にかなりの時間を要した。
 - ※ A 県の地域協議会では、過年度より各市町村に対して、関係する活動組織の活動計画書は送付していた。ただ、これを踏まえての過年度の市町村の対応は様々であり、B 市のように、市の担当職員が、活動状況を確認してきたケースもあれば、何も対応していない自治体もあった。問合せは、これまであまりこうした対応をしていなかった自治体が多かった。

- 有効性・妥当性確認のために、市町村への情報提供等をしているか（その内容、いつ頃、どのように行っているか。）。
 - 今年度の場合、平成 29 年 5 月 12 日を申請書提出期限としたため、この後（5 月中旬）に、各市町村に意見書提出（有効性・妥当性確認）依頼を行った。その際、（過年度同様に）各市町村に活動計画書関係の資料を送付している。

- 有効性・妥当性確認に関連して、特に対応に苦勞したことの有無・内容
 - 対象市町村にて本交付金についての理解が十分でなかったところは、説明・追加資料提供など時間を要した。

- 有効性・妥当性の確認に係り、A 県との連携の有無・内容
 - 県とは頻繁に情報交換をしているが、本件に限った場合は、特にないと思う。

- 有効性・妥当性確認に関連して、市町村からの意見や質問等の有無・内容
 - そもそもの本事業の内容確認という意味での質問が多かった。

(3) 上乗せ支援について

- A 県、市町村への情報提供等をいつ頃、どのように行っているか
 - 昨年 3 月 8 日に、A 県主催で各市町村対象に説明会を実施した。この中で市町村において、有効性・妥当性の市町村判断がないと、審査の対象とならない旨の説明や、上乗せ支援（県負担 3/8、市町村負担 5/8）の件など説明があった。

- 上乗せ支援がある活動組織を優先するよう制度が改められたが、交付金交付先の決定に当たり、上乗せ支援がない市町村の活動組織をどのように取り扱っているか（従来どおり承認、承認しないケースが生じた場合は、その状況について）。
 - A 県の支援は、市町村が支援を行われる団体に限定して実施。
 - 複数の市町村をまたぐ場合は、市町村の負担分を含めて A 県が一括支援。
 - A 県（地域協議会）の場合、申請団体の審査の観点の中で、市町村予算措置の有無が最優先評価事項（配点が非常に高い）となっている。今年度は予算が足りていたため、上乗せの有無で、申請が通らなかったものはないが、今後、予算が少なくなれば、審査の評価点によって申請が通らない組織がでてくるかもしれない。

- 上乗せ支援が行われていない場合、今後どのように対応していく予定か。
 - 予算の制約があれば、審査基準にしたがい配点された点数に応じて、採択されないケースがでてくる。

(4) モニタリング調査について

- 今年度より追加された、モニタリング調査実施に係り、地域協議会の事務作業・関連対応等の負担の変化等あるか（具体的に負担となっている内容について）。
 - モニタリング調査の方法が妥当かの判断が難しい。
 - 活動組織にモニタリング調査方法を理解してもらうこと自体が難しい、といったことはある。
 - A 県の場合は、モニタリング調査に関する説明会は、県の農林事務所の職員がそれぞれの管轄内の活動組織への呼び掛けを行い対応。（地域協議会としては、この部分を県で対応してもらい負担が減って助かった面もある一方、農林事務所によっては、農地担当の人が説明対応者となった場合、簡単な説明（プロット区画の設定等）にとどまることもあった。

- Q4 で、活動組織の申請時に修正のための指導・支援を行った中で、「モニタリング調査の内容が適切ではなかった」と回答があるが、具体的に、適切ではなかった理由について
 - 雑木の管理（除伐等）において、相対幹距比を適用。
 - 目的に合った調査方法がとられていなかった。

- Q17 において、モニタリング調査の方法の説明会・講習会を県各農林事務所で実施とあるが、具体的な実施内容について（誰が、どのような内容を説明したのか。説明会の実施回数など）
 - 5 月 24 日に県内 6 か所にて農林事務所の職員が現地（どこか選定）を使って、プロットの取り方などを説明した。

- モニタリング調査に関する資料を印刷物として配布しているものがあるか。
 - ガイドライン以外の配布物は、特段目新しいものはない。既存資料を活用している。

- Q18 にて「見通し調査」と「対象木の成長（樹長・枯死本数）」を独自調査として承認しているとあるが、その具体的な内容（初回調査、年次調査、モニタリング方法などの指導）について
 - 下刈りや除伐を活動内容としている場合は、基本的には見通し調査としている。作業前の状況、作業後に何メートル先まで見通せるようになったのかを数値化と写真で確認する。
 - 新規植栽地の場合は、その対象木の成長（樹長・枯死本数など）も加えるように指導している。

- 活動組織の対象地には、相対幹距比が適さない場合もあった（Q19）ようであるが、その状況と対応について
 - 里山林の整備において、広葉樹林が対象となる場合、活動目的によって相対幹距比で目標設定するのが難しい場合がある。

- モニタリング調査実施に係り、A 県、市町村、専門家等との連携の有無・内容
 - 前述のとおり。

(5) 安全対策

- 活動組織から安全対策に係る意見や要望等があるか。
 - 自分達のメンバーの中に適任者がいる場合は、その人が講師となって安全対策を行っているケースが大体半分くらいある。
 - その意味で、これらの安全対策の内容等が見えない。こうした形での安全講習が的確に行われているケースもたくさんあると思う。ただ、たとえそうだとしても、我流になってしまうケースや、なれ合いになってしまうこともあり、安全対策に関するレベル感を合わせるためにも外部の専門家による講習を徹底させるほうがよいと思う。
 - 地域協議会に外部講師に関する問合せがあった場合は、県林研グループ連合会、林業技術連絡会（県OB）を紹介している。
 - チェーンソー使用時の防護服の着用義務付けの動きが広がっている。プロでも着用するものを、本交付金を使う活動組織が着用しないのは、よくないと思う。安全対策は上からもっと徹底してもよい。

- 安全対策で独自に資料を作成し、印刷物として配布しているとのことですが、具体的にどのような資料を配布しているか。
 - 説明会時に配布（チェーンソー、刈払機の安全な使い方、熱中症、スズメバチなど危険生物対応など）。

- 安全対策上問題のある活動組織をどのように確認しているか。
 - 地域協議会にてヒヤリハット報告書（様式）を作成した。これを各活動組織に配布しており、何らかの問題があった場合（ヒヤリハット含む）に地域協議会に報告するよう依頼している。

- 安全講習が義務化されたことに伴い、必要な講師の紹介を行っているとはあるが、具体的にどのような方を紹介しているか。
 - 前述のとおり。

- 独自講習を行う活動組織がどのくらいあるか把握しているか（あればその割合をお知らせください）。そうした団体について、安全対策上の課題や問題などあるか。
 - 前述のとおり。

- 安全対策をより効果的に行うために必要と考えることなどあるか。
 - 前述のとおり。

- 地域協議会主催で安全講習会等を行っているか。
 - 事業説明会の資料の中に安全に係る資料も加える。

- 安全対策に当たって、A 県、市町村等との連携の有無・内容
 - 講師派遣については県と連携。

(6) その他

- 平成 27 年手引きの改訂が必要。
- 本交付金の適用範囲の拡大（ステップアップ）
- これまでの本交付金の成果であるが、全国で森づくりに関わる人（組織）が増えた。こうした団体が自立的活動へのシフトしていくための支援が必要ではないか。例えば、竹や木質バイオマスの活用など、伐採したものの活用を促すための支援などもあるのではないか。
- 会計監査に関する情報もほしい。林野庁のほうでは実施要領に書いてあるという説明になるが、実施要領では分からない部分が多いため、そうした現在の文字になっていない部分についても細かく指導いただきたい。

■対象団体：B 県地域協議会

(1) 交付金の周知のための活動の概要・工夫

- 活動組織募集（広報活動）についてどのような形で行っているか。
 - ブロック会議終了後に、事業周知を図る説明会を開催している。
 - B 県森づくり活動サポートセンターで開催する研修会で、この事業の説明を行っている。
 - 第 2 回目は、林野庁担当者会議終了後に活動組織、活動希望団体、県地域振興局、市町村、森林組合を参集し、次年度に向けた事業説明やスケジュールなどを中心に説明会を開催している。

- 説明会をどのように行っているか（説明会の広報手段、説明会の方法や内容など）。
 - 森林ボランティア団体全て（約 70 団体）へ開催を通知し、1 か所で開催している。この説明会については、県内全ての市町村の担当部署にも案内している。

- 説明会にはどのような方が参加しているか（指導する者、指導される者）。
 - 指導する者として、県地域振興局、市町村、森林組合、森づくり運動推進員、指導される者として、関心のある森林ボランティア団体
 - ※ 県内には 25 市町村がある。現在 11 の市町村で本交付金を活用した取組が行われている。今年度の説明会に参加した市町村は 14。このうち、現在、本交付金を活用していないが、説明会に参加したのは 6 市町村。

- 今年度の募集について、過年度との違いの有無・内容
 - 過年度と同様。

- 周知活動に当たって、県、市町村との連携の有無・内容
 - 有：活動を希望する団体等に関する情報共有。

(2) 有効性・妥当性の確認

- 今年度より追加された、市町村の有効性・妥当性確認に係り、地域協議会の事務作業等の負担の変化等あるか。
 - 市町村において、この事業の理解度が様々で説明を求められる場合がある。
 - ※ 申請書類の提出先は、市町村経由なく、地域協議会にくる流れである。計画書は、今年度から市町村に送っている。昨年度までは、該当する市町村ごとに、活動組織名と活動場所・規模・概要など一覧にした資料のみ送付していた。

- 有効性・妥当性確認のために、市町村への情報提供等をしているか（その内容、いつ頃、どのように行っているか。）。
 - 当協会のヒアリング終了後の4月中旬に、計画書を添付して意見を求めている。
 - ※ 計画書の送付は、今年度から実施。
 - ※ 市町村が有効性・妥当性を判断する際の参考等として、「森林・山村多面的機能発揮対策交付金採択申請市町村確認要領」の制定や、判断基準の提示などは行っていない（要望もなかった。）。

- 有効性・妥当性確認に関連して、特に対応に苦勞したことの有無・内容
 - 無し。

- 有効性・妥当性の確認に係り、県との連携の有無・内容
 - 無し。県担当者が審査委員となっている。

- 有効性・妥当性確認に関連して、市町村からの意見や質問等の有無・内容
 - 有り。本交付金自体の内容説明を求められた。

(3) 上乘せ支援について

- 県、市町村への情報提供等をいつ頃、どのように行っているか。
 - 審査会終了後、県の出先機関と該当市町村に、その年の活動組織や活動面積等を一覧表で提供している。
 - ブロック会議終了後の第 1 回説明会時に、計画書を基に次年度の市町村負担額を該当市町村に提供している。

- 上乘せ支援がある活動組織を優先するよう制度が改められたが、交付金交付先の決定に当たり、上乘せ支援がない市町村の活動組織をどのように取り扱っているか（従来どおり承認、承認しないケースが生じた場合は、その状況について）。
 - 2月に開催する第2回目の事業説明会には、活動組織、活動希望団体のほか、市町村職員も参加するため、その場で優先順位を説明した。その際に、目指す森づくりと目標設定を明確にするよう指導した。
 - H29年度は、当初内示が要望額より少なかったため、優先順位によって一部活動組織には事業実施について待ってもらったこととなった。後日、追加内示があり、全ての活動組織が実施可能となったため、優先順位の話は、地域協議会主導で整理し、適宜指導するという形になった。

- 上乘せ支援が行われていない場合、今後どのように対応していく予定か。
 - 活動組織から、関係する市町村に上乘せ支援を要望させた。
 - 活動組織には、基本は国庫交付金である旨を理解してもらった説明を行うこととなるが、H29年度は特に異論はなかった。

(4) モニタリング調査について

- 今年度より追加された、モニタリング調査実施に係り、地域協議会の事務作業・関連対応等の負担の変化等あるか（具体的に負担となっている内容について）。
 - 森林調査の知識がない活動組織もあり、モニタリングの方法等について相談数が多かった。併せて、7活動組織から現地での指導を依頼された。
 - 活動計画書で設定したモニタリングの方法が、現場で確認すると合わないためモニタリングの方法を訂正するなどの事務処理が発生した。
 - モニタリングガイドラインに沿って目指す目標とモニタリングの方法を設定したが、現実とかけ離れている場合もあり完成確認の資料作成に苦慮した。
(例：森林資源利用タイプでスギ人工林を間伐し、薪材を生産する場合の伐採材積量の考え方。列状間伐した場合、プロット調査では把握出来ず、活動面積全体から伐採材積量を算出しないといけない等々)

- Q4 で、活動組織の申請時に修正のための指導・支援を行った中で、「モニタリング調査の内容が適切ではなかった」と回答があるが、具体的に、適切ではなかった理由について
 - 目指す目標が明確でなく、モニタリングの方法を指導できなかった。

- Q12において、モニタリング調査の方法の支援とあるが、具体的な実施内容について（誰が、どのような内容を説明したのか。説明会の実施回数・内容など）
 - B 県地域協議会の事務局長は、『森林ボランティア活動を総合的にサポートするワンストップ窓口』である、「B 森づくり活動サポートセンター」専門指導員を兼務している。
 - モニタリングの方法等については、事務局長が対応し、ヒアリングの時に目指す目標を聞き取りの上、相談しながらモニタリングの方法を決定し、その手法をガイドラインなどに基づき個々の活動組織を指導した。
 - 活動組織ごとにモニタリングの方法が異なるので、個々の活動組織の指導を重視し、全員集合形式の説明会は行わなかった。実行に際して不明な場合は、現場指導を含めて適宜応じることを伝えた。

- Q18にて「枝下高」「除伐対象木の伐採」「下刈」など口頭で指示している旨の回答があったが、それぞれの状況について
 - 「枝打ち」について、枯れ枝を打つことでスギノアカネトラカミキリの食害防止と人工林をきれいに、をを目指す目標として設定したが、枝打ちだけが最終目標となるスギ人工林はなかった。中間年度に枝を打ち、最終目標で間伐を行っ

て相対幹距比改善であるため、中間年度の完成確認のための指導であったが、この場合は不適切であったと思っている。

- 「除伐対象木の伐採」は、目的樹種（例えばスギ人工林ではスギ）以外の広葉樹とスギの不良木の伐採が定義であるが、胸高直径 6cm 以上の樹木を全てカウントし、除伐対象の広葉樹であっても有用広葉樹（高木になる、将来利用価値が高い、景観を構成する）を残すなど、本数管理を行って針広混交林化を目指すこととした。この場合のモニタリングの方法は、木の混み具合調査（相対幹距比調査）となる。
 - 「下刈り」について、植栽木の生育促進のほか、景観の維持がある。ツタ類は、毎年発生するため、継続して実施しなければならない。そこで、林縁からの見通し距離とした。数値的には 10m としているが、変曲点（小峰）まで見通しとし、地際から 1m の高さが確認できるまでの距離を記載することとしている。
- Q18 にて「独自のモニタリング方法書を作成する予定」とあるが、どのようなものがあるか（もし作成済みであれば一部提供いただきたい。）。
 - 現在、モニタリング野帳を作成済みで、調査データを打ち込むことによって数値化するようにしている。貴協会（林野庁）で、新たなモニタリングガイドラインを作成中と思われ、それを見ながら記載のない項目について追加する予定である。
 - 次年度では、モニタリング野帳で概ねの方法は指導できるものと考えている。
 - その他、活動組織からの独自調査の提案状況とそれらに対する取扱いについて
 - なし。
 - Q19 にて「モニタリング調査の方法が妥当であるかどうか判断できない」と感じられたケースについて
 - 広葉樹林を間伐して薪材生産を行っている活動組織があるが、林を若返りさせる萌芽更新を促進するため、列状間伐を行っている林分もある。この場合、プロット調査は、林分全体の立木材積を把握するのに役立つが、プロット内全て伐採されるか、又はされないかとなる。
 - モニタリングの箇所为数値化するというのは妥当でないと考えている。
 - 県内の活動組織のモニタリング実施内容等の把握状況について
 - 完成確認でモニタリング箇所の作業状況を確認してデータを提出してもらう。

- このデータを作成したモニタリング野帳に入力して、関係指標を算出し、その結果を活動組織へ提供している。これを基に、各活動組織は、モニタリング結果報告書（様式 19 号）を作成して実施状況報告書に添付してもらう。

- **モニタリング調査実施に係り、県、市町村、専門家等との連携の有無・内容**
 - H29 年度は、B 県地域協議会が実施。H30 年度から技術者と連携する。
 - ※ 現事務局長退職に伴い、同氏が専門技術者として支援。

- **各活動組織はモニタリング調査の意義や必要性を理解していると思われるか（調査の意義や必要性を理解してもらうためには何が必要と考えるか。）。**
 - 第 2 回目の事業説明会やヒアリング時に趣旨を説明し、おおむね理解されているものと思っている。

(5) 安全対策

- 活動組織から安全対策に係る意見や要望等があるか。
 - なし。

- 安全対策上問題のある活動組織をどのように確認しているか。
 - ヒアリングで、安全対策上問題があると思われる活動組織はある程度把握できる。
 - 実施状況報告書の写真で、ヘルメット着用などを確認している。

- 安全講習が義務化されたことに伴い、必要な講師の紹介を行っているが、具体的にどのような方を紹介しているか。
 - ○○森づくり活動サポートセンターで把握している指導者を紹介するが、H29年度は依頼なし。

- 「講習に役立つマニュアル等の資料の配布あるいは紹介」とあるが、具体的にはどのような支援をされているか。
 - 紹介があった場合は、関係資料等を配布・紹介することとしているが、依頼はない。独自に安全に係る資料をつくっているわけではない。

- 独自講習を行う活動組織がどのくらいあるか把握しているか（あればその割合）。そうした団体について、安全対策上の課題や問題などあるか。
 - 現場に出向いたり、来訪したときなど機会を捉えて確認をするとともに、実施状況報告書調査の時に最終確認を行っている。課題や問題は現状見られない。

- 安全講習で最低限必要と考える研修項目と考えるものはあるか。
 - 刈払機・チェーンソーなどの安全操作及び保守点検。

- 安全対策をより効果的に行うために必要と考えることなどあるか。
 - 安全対策に係わる分かりやすいリーフレットを年数回発行していただきたい。

- 安全対策に当たって、県、市町村等との連携の有無・内容について
 - 無いが、県からの注意喚起などの通知がある場合は速やかに活動組織へ情報を提供する。

■対象団体：C 県地域協議会

(1) 交付金の周知のための活動の概要・工夫

- 活動組織募集（広報活動）についてどのような形で行っているか。
 - C 県地域協議会の HP にて募集を行う。同 HP にて本交付金事業の説明、活動紹介なども掲載している。
 - 「森林・山村多面的機能発揮対策のご案内」のチラシを独自で作成し、ホームページに掲載するとともに、「C 県森林ボランティア支援センター」で発行するニュースレター（年 6 回発行）の同封物として、活動組織、同支援センター登録ボランティア団体、関係市町村などに送付している（県内 150 か所程）。
 - このほか、昨年 11 月に新聞（朝日新聞）を使った広報を行った。

- 説明会をどのように行っているか（説明会の広報手段、方法や内容など）。

- 平成 29 年度は、以下のとおり説明会を実施した。

実施日	実施場所
平成 29 年 4 月 28 日（金）	A 地区 事業説明会（A 文化会館）
平成 29 年 5 月 12 日（金）	B 地区 事業説明会（B 振興局）

これらの実施案内は HP に掲載した。

- 上記は、一斉説明会として実施したもので、このほか、活動組織の要請で個々の活動組織の関係者だけの説明に向くこともある（年に 5～6 か所）。
 - 説明会では、事業の概要の説明とともに、今年度については、活動の種類や採択条件など変更点についても説明した。
- 説明会にはどのような方が参加しているか（指導する者、指導される者）。
 - 活動組織の会員が主であるが、熱心な自治体は担当者が参加（3 市町村）。
 - 今年度の募集について、過年度との違いの有無・内容
 - 過年度と特別違いはない。
 - 周知活動に当たって、県、市町村との連携の有無・内容
 - 新たに本交付金を活用できそうな組織体として、生産森林組合がある。このため、県内に 30 程度ある組合の連絡先を教えてもらい、本交付金の紹介をしている。
 - すでに組織ができており、かつ活動できる土地があるので、比較的、本交付金を使いやすいと考えるが、組合員の高齢化を理由に参加できないという回答も多い。

(2) 有効性・妥当性の確認

- 今年度より追加された、市町村の有効性・妥当性確認に係り、地域協議会の事務作業等の負担の変化等あるか。
 - 今年度より、活動組織の活動計画書、採択申請書、現地写真、図面を一式として関係する市町村に郵送している。
 - これらの作業が増えた分だけ、作業量は増えている。資料提供に伴い市町村からの問合せも増えた。
 - 申請書類は、市町村を経由することなく、地域協議会に直接届く形となっている。

- 有効性・妥当性確認のために、市町村への情報提供等をしているか（その内容、いつ頃、どのように行っているか）。
 - 申請書類が提出され、地域協議会で確認後に上記のとおり順次郵送。
 - 地域協議会で有効性・妥当性を判断するための基準のようなものは提供していない。

- 有効性・妥当性確認に関連して、特に対応に苦労したことの有無・内容
 - 特になし。ただ、県内で上乘せするか決まっていない市町村で活動する活動組織に対しては、内々で状況を説明し、市町村へ働きかけるよう促した。

- 有効性・妥当性の確認に係り、県との連携の有無・内容
 - 地域協議会の委員の過半数は県の職員で構成されていることもあり、県とは適宜、情報交換できる状況にある。

- 有効性・妥当性確認に関連して、市町村からの意見や質問等の有無・内容
 - 有効性・妥当性をどう判断したらよいかという問合せはいくつかあった。これに対しては、基本的によいことをやっているので承認してほしい、という言い方はしている（地域協議会では、毎年、活動組織の活動現場をみて状況が分かっているので、市町村には個別の状況も適宜説明している）。

(3) 上乘せ支援について

- 県、市町村への情報提供等をいつ頃、どのように行っているか。
 - 昨年1月にC県が市町村会議の場で上乘せ支援の話をしたと聞いている。
 - 地域協議会では、県内の活動組織に関する情報を下記のとおり公開している。
 - 協議会ホームページにて県内の活動組織の活動内容を統一フォーマットにて作成し、紹介（公開）している。※適宜情報更新
 - 県内で採択された活動組織について、市町ごとに組織名のリスト（一覧）を協議会ホームページにて公開。

- 上乘せ支援がある活動組織を優先するよう制度が改められたが、交付金交付先の決定に当たり、上乘せ支援がない市町村の活動組織をどのように取り扱ったか。
 - 前述のとおり。

- 上乘せ支援が行われていない場合、今後どのように対応していく予定か。
 - 今年度、C県では市町村が上乘せ支援しない場合は採択しない旨の方針を示した。

(4) モニタリング調査について

- 今年度より追加された、モニタリング調査実施に係り、地域協議会の事務作業・関連対応等の負担の変化等あるか（具体的に負担となっている内容について）。
 - 全体的に活動組織数が多い（H29年度 59団体）こともあり、対応項目・内容が増えた分だけ大変になっている。
 - 今年度は、活動組織の要請により現地でのモニタリング調査に係る指導を20～30か所にて実施した。なお、高齢者で構成されている活動組織などでモニタリング調査にとまどいそうなところは、こちらから声をかけて、出向いて指導した。

- Q12において、モニタリング調査の方法の支援とあるが、具体的な実施内容について
 - モニタリング調査時に地域協議会の担当者も参加し、適宜助言を行っている。

- その他、活動組織からの独自調査の提案状況とそれらに対する取扱いについて。
 - 独自調査方法の提案はないが、椿林再生に際し、徐伐を行う場合に相対幹距比調査より見通し調査がよいのでは、という形にもっていったケースはある。

- Q19にて「モニタリングガイドラインに記載されている数値目標の目安が高すぎる」と感じられたケースについて。
 - スギ・ヒノキの人工林の間伐を行う活動組織が設定した相対幹距比の数値目標が高すぎると感じ、活動の状況を見越した数値目標を促したケースがある。

- 県内の活動組織のモニタリング実施内容等の把握状況について
 - 昨年12月に県内全ての活動組織に対し、初回調査の状況を報告するように依頼した。これを年明けに整理した。
 - 今年度分についてはモニタリング調査結果報告書にて、初回調査の状況とあわせて結果が報告されているので、状況は把握できる。

- モニタリング調査実施に係り、県、市町村、専門家等との連携の有無・内容
 - 基本は地域協議会で対応している。適宜、県に助言を求めることはある。

- 各活動組織はモニタリング調査の意義や必要性を理解していると思われるか。
 - 説明会や現地指導等で説明しているので、基本的に県内全ての活動組織においてモニタリング調査の意義や必要性は理解していると思う。

(5) 安全対策

- 活動組織から安全対策に係る意見や要望等あるか。
 - 特になし。

- 地域協議会で実施している安全講習会の内容について。
 - 平成 29 年度に実施した安全講習会は以下のとおり。

実施日	場所	内容	講師
H29年9月 1日(金)	A市	座学：森林整備活動中の災害事例・安全対策 野外実習：かかり木処理について	(一社)C 県木材組合 連合会
H29年9月 8日(金)	B市	座学：森林整備活動中の災害事例・安全対策 野外実習：チェーンソーワーク(枯損木、病木処理等)	(一社)C 県木材組合 連合会
H29年9月 30日(土)	C市	座学：林業労働災害を防止するために必要な知識～刈り払い編～ 野外実習：刈り払い作業をしながら、安全作業のグループワーク	(一社)C 県木材組合 連合会
H29年10月 18日(水)	D町	座学：林業労働災害を防止するために必要な知識～伐倒作業編～ 野外実習：実際に作業をしながら、安全作業のグループワーク(雨天時プログラム：エンジンメンテナンス、ソーチェーン研ぎ実習)	(一社)C 県木材組合 連合会
H29年10月 27日(金)	E市	座学：林業労働災害を防止するために必要な知識～伐倒作業編～ 野外実習：実際に作業をしながら、安全作業のグループワーク(雨天時プログラムエンジンメンテナンス、ソーチェーン研ぎ実習)	(一社)C 県木材組合 連合会

- 上記実習のプログラムは地域ごとに活動内容を踏まえて、変えている。各回の参加者は20～30名程度。
- また、県支援センター主催の技術研修会が年に4回あり、これらにも参加する活動組織も多い。
- 「森づくり安全技術マニュアル(基本編)」を購入し、全ての活動組織に配った。
- このほか、HPにて「刈払機使用中の事故への注意を促す資料(消費者庁資料「刈払機(草刈機)の使用上の事故にご注意ください!」)を掲載した。

- 安全対策上問題のある活動組織をどのように確認しているか。
 - 現場にて確認。
 - 急傾斜地が対象地となっている場合、安全確保の理由から対象地から外すように促している。

- 独自講習を行う活動組織がどのくらいあるか把握しているか（あればその割合について）。そうした団体について、安全対策上の課題や問題などあるか。
 - 基本は先の安全講習を受講してもらい、この内容を会員間で共有してもらうように指導している。

- 安全講習で最低限必要と考える研修項目と考えるものはあるか。
 - 近接作業の禁止、上下作業の禁止、ヘルメット着用など基本的なことはことあるごと指導している。

- 安全対策をより効果的に行うために必要と考えることなどあるか。
 - 具体の事故事例を紹介することが効果的だと考える。

- 安全対策に当たって、県、市町村等との連携の有無・内容について。
 - 安全講習は県と一緒にやっている。活動組織の現場訪問の際は、可能な限り、市町村にも顔を出し、担当者と活動内容、安全対策などの話をしている。

2-4 アンケート調査及びヒアリングにおける論点

(1) 地域協議会における事務の負担増大

<p>課題</p>	<p>平成 29 年度から交付金の交付単価の変更、市町村の有効性・妥当性の確認の導入、地方自治体による上乗せ支援の導入、モニタリング調査の導入、活動対象地での安全講習の義務化など、多くの改正がなされた。</p> <p>このような改正に伴い、地域協議会の事務等での負担が増していることが、アンケートの自由記述欄・地域協議会個別ヒアリングにおいて明らかになっている。</p> <p>市町村の有効性・妥当性の確認の導入、地方自治体による上乗せ支援の導入に伴い、市町村や地方自治体との調整作業が必要となっている。</p> <p>また、モニタリング調査の導入に伴い、モニタリング調査の内容確認や指導などで、地域協議会の対応が必要となっている。</p> <p>従来から存在していた活動組織に対する書類指導で大きな負担が生じている問題も解決されていない。</p> <p>地域協議会に過大な負担が生じることは、今後の活動の広がりや、地域協議会による活動組織支援の観点からも決して望ましいことではないと考えられる。</p>
<p>求められる対応</p>	<p>書類の問題については、提出書類の簡素化に向けた検討が必要であると考えられる。</p> <p>また、今回、事業の複雑化が、活動組織の書類作成上に大きな負担となるとともに、地域協議会にとっても指導困難な要因となっていると考えられる。そのため、各種提出書類の簡素化、モニタリング調査における調査野帳の整備など、提出を行いやすい書式の整備などの検討が必要と考えられる。</p>

(2) モニタリング調査に対する対応の格差の発生

<p>課題</p>	<p>平成 29 年度から導入されたモニタリング調査について、地域協議会ごとの対応の差が非常に大きくなっている。</p> <p>積極的な講習会の開催や調査への参加など、詳細な支援や指導を行うことのできる地域協議会がある一方で、特に支援を行っていないと回答する地域協議会も見られる。</p> <p>また、数値目標についても、目安が実質的なノルマとして機能した地域協議会と、低い目標であっても活動組織の事情に合わせて承認した地域協議会と対応が分かれた。</p> <p>加えて、活動組織からは、独自の調査について、都道府県によって承認される場合とそうでない場合があることの指摘も寄せられている。</p> <p>地域協議会間の対応や解釈などの違いは、都道府県をまたいで交流を持</p>
------------------	--

	<p>つ活動組織にとっては、不満を感じさせる原因になったことが推測される。</p> <p>しかし、一方で、地域協議会側にとっても、課題についてのアンケート回答等によると、モニタリング初年度における独自の調査の承認を含め、様々な点で説明に苦慮する状況が生じたことが推測される。</p>
求められる対応	<p>モニタリング調査についてのブロック単位での説明会等、モニタリング調査の基本的な考え方や内容などについて、地域協議会ごとの捉え方・理解の格差を解消していくことが必要と考えられる。</p> <p>また、将来的には、地域協議会だけでなく、活動組織や市町村も参加できるような形で、モニタリング調査に関する事例を共有できる仕組みを構築することで、関係者の理解を深めるとともに、地域協議会の円滑な対応に寄与できるようにすることが望ましいと考えられる。</p>

(3) 安全対策（安全講習）

課題	<p>本交付金による成果として、最も進展している分野の一つが、「活動を行う上での安全性の確保」である。</p> <p>自らの主催や他団体が実施する講習会への呼び掛けを含むと、過半数の27 地域協議会が、活動組織に対して外部の安全講習を受講するように指導を行っており、40 の地域協議会で何らかの安全対策の取組を行っているとの回答が得られた。</p> <p>こうした中、平成 29 年度から、活動組織が活動対象地で独自の安全講習を実施することが義務付けられた。これについては、地域協議会から活動組織に対して、誤った安全対策の取組が広がることを防止するための注意喚起や支援が必要であると考えられるが、14 の地域協議会で支援等を行っていない実情がある。</p> <p>一方、活動組織の独自の安全講習については、具体的な講師の選定基準等もなく、どのような内容であれば適切であるか、どのような講習を行えば義務を果たしたと考えてよいかについて不明確であることを、アンケートでは多くの地域協議会が安全上の課題として挙げている。</p>
求められる対応	<p>講師については、一定の要件を満たす外部の安全講習の受講者に限るなど、誤った対策を防止するための対策が必要と考えられる。</p> <p>また、先進的な取組を行う地域協議会（若しくは活動組織）の事例を参考にすることができるようにするために、ブロック単位で、安全対策に関する地域協議会間の意見交換会等を実施することで、経験共有を進めることなどが対策として想定される。</p>